再就職規制に関する全省庁調査について（報告書）

平 成 29 年 6 月
内閣官房内閣人事局

目　次

用語の定義 5

調査結果に関する注意事項 6

Ⅰ　はじめに 7
　１　調査開始に至る経緯等 7

　２　調査の体制・概要 8
　　(1) 調査の体制
　　(2) 調査の概要
　　① 再就職の届出を行った者に関する調査（ＯＢ調査）
　　② 現職の人事担当者に関する調査
　　③ 再就職等規制の周知状況調査

Ⅱ　調査結果 10
　１　再就職の届出を行った者に関する調査（ＯＢ調査）の結果 10
　１－１　ＯＢ本調査 10
　　(1) 調査の趣旨
　　(2) 調査の対象者
　　(3) 調査の方法
　　(4) 調査の項目
　　(5) 調査の回答状況
　　(6) 調査の結果

　１－２　追加調査 18
　　(1) 複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに対する調査 18
　　① 調査の趣旨
　　② 調査の対象者
　　③ 調査の方法
　　④ 調査の項目
　　⑤ 調査の回答状況
　　⑥ 調査の結果

　　(2) ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査 20
　　① 調査の趣旨
　　② 調査の対象者

③ 調査の方法
④ 調査の項目
⑤ 調査の回答状況
⑥ 調査の結果

(3) 在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査 22
① 調査の趣旨
② 調査の対象
③ 調査の方法
④ 調査の回答状況
⑤ 調査の結果

(4) 各省庁人事担当者又は人事担当者であった者のメール調査 22
① 調査の趣旨
② 調査の対象
③ 調査の方法
④ 調査の回答状況
⑤ 調査の結果

２　現職の人事担当者に関する調査の結果 24
２－１　人事担当者本調査 24
(1) 調査の趣旨
(2) 調査の対象者
(3) 調査の方法
(4) 調査の項目
(5) 調査の結果

２－２　追加調査（企業・団体調査） 30
(1) 調査の趣旨
(2) 調査の対象企業・団体
(3) 調査の方法
(4) 調査の項目
(5) 調査の回答状況
(6) 調査の結果

３　再就職等規制の周知状況調査の結果 34
(1) 調査の趣旨
(2) 調査の方法
(3) 調査の項目

(4) 調査の結果

４　東北農政局職員及び災害復旧事業受注企業に対する調査の結果 37
(1) 調査の趣旨
(2) 調査の対象
(3) 調査の方法
(4) 調査の項目
(5) 調査の回答状況（災害復旧事業の受注企業に対する書面調査分）
(6) 調査の結果

Ⅲ　再就職規制違反の疑いのある事案への対応 41

Ⅳ　その他 41
１　再就職の届出漏れの疑いのある事案への対応 41

２　内閣人事局に個別に通報のあった事案への対応 42

Ⅴ　総括 43
１　全省庁調査の結果の総括 43
(1) 再就職規制違反の疑いのある事案
(2) 再就職に至るまでの経緯
(3) 再就職等規制の周知状況
(4) 再就職の届出の状況
(5) 文部科学省の状況と他省庁の状況

２　対応の方向性 44
(1) 再就職の届出制度の抜本的見直し
(2) 再就職の届出に対する各省庁の確認徹底と内閣人事局の常設調査体制
(3) 再就職等規制の周知徹底の強化
(4) 監視委員会の体制強化
(5) 官民人材交流センターの一層の活用

別紙　人事担当者本調査における各省庁別のヒアリング結果 47

＜参考資料＞
１．再就職徹底調査チームの体制 161
２．ＯＢ本調査　調査票 162
３．複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに対する調査
調査票 169

４．ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職した
とみられる者に対する調査　調査票 171
５．人事担当者本調査におけるヒアリング対象機関 173
６．企業・団体調査　調査票
①　離職日から近接した日の再就職に係る企業・団体調査　調査票 176
②　同一日付での多数の再就職に係る企業・団体調査　調査票 180
③　同一ポストへの連続再就職に係る企業・団体調査　調査票 183
７．再就職等規制の周知状況調査　調査票 186
８．東北農政局の災害復旧事業受注企業に対する書面調査　調査票 190

用語の定義

この報告書では、以下のとおり、各用語を定義して用いている。

省庁

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省及び会計検査院（以上 22 省庁）

職員

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）が適用される一般職国家公務員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）が適用される自衛隊員

ＯＢ

退職した元職員

あっせん規制

国家公務員法第 106 条の２第１項の規定に基づく他の役職員についての依頼等の規制及び自衛隊法第 65 条の２第１項の規定に基づく他の隊員についての依頼等の規制

求職規制

国家公務員法第 106 条の３第１項の規定に基づく在職中の求職の規制及び自衛隊法第 65 条の３第１項の規定に基づく在職中の求職の規制

働きかけ規制

国家公務員法第 106 条の４第１項から第４項までの規定に基づく再就職者による依頼等の規制及び自衛隊法第 65 条の４第１項から第４項までの規定に基づく再就職者による依頼等の規制

再就職規制

あっせん規制、求職規制及び働きかけ規制

利害関係企業等

国家公務員法第 106 条の３第１項に規定する利害関係企業等及び自衛隊法第 65 条の３第１項に規定する利害関係企業等

在職中の約束の届出

国家公務員法第106条の23第１項の規定に基づく在職中に再就職の約束をした場合の届出及び自衛隊法第 65 条の 11 第１項の規定に基づく在職中に再就職の約束をした場合の届出

離職後の届出

国家公務員法第106条の24第１項又は第２項の規定に基づく離職後２年間に再就職する場合又は再就職した場合の届出及び自衛隊法第 65 条の 11 第３項又は第４項の規定に基づく離職後２年間に再就職する場合又は再就職した場合の届出

再就職の届出

在職中の約束の届出及び離職後の届出

再就職等規制

再就職規制及び再就職の届出の義務

調査結果に関する注意事項

四捨五入の関係上、内訳の和が合計値と一致しないことがある。

Ⅰ　はじめに

１　調査開始に至る経緯等

（文部科学省における再就職規制違反事案の公表）

内閣府再就職等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、平成 29 年１月 19 日に、文部科学省の職員及びＯＢによる再就職規制違反の疑いがあった事案に関する調査結果を文部科学省に対して通知するとともに、翌 20 日に公表した。

監視委員会は、この調査の結果、文部科学省職員があっせん規制に違反する行為を行ったこと、元文部科学省局長が、在職中、利害関係企業等である法人に対し、求職規制に違反する求職行為を行ったこと、文部科学省官房人事課職員があっせん規制違反及び求職規制違反の発覚を免れるため、監視委員会の再就職等監察官に対し、隠ぺい行為を行ったこと、文部科学省官房人事課は再就職規制を潜脱する目的で、文部科学省ＯＢを介して再就職あっせんを行っていたこと、を認定した。

これを受け、文部科学省は、同省における再就職規制違反事案（以下「文部科学省事案」という。）の概要、関係者の処分、再発防止策について、「文部科学省における再就職等規制違反について」として平成 29 年１月 20 日に公表した。

（全省庁調査実施の総理指示）

文部科学省事案を受け、平成 29 年１月 20 日、安倍内閣総理大臣から、山本国家公務員制度担当大臣に対し、今回の文部科学省事案はあってはならないことであり、国民の疑念を払拭するためにも、同様の事案がないかどうか、全省庁について徹底的に調査し、その結果を明らかにする必要があることから、各大臣の協力の下、しっかりと調査し、報告するよう指示（以下「総理指示」という。）がなされた。

（全省庁調査への協力要請）

文部科学省事案及び総理指示を受け、同日、内閣官房副長官である萩生田内閣官房内閣人事局長から各省庁事務次官等に対し、文部科学省事案の発生は非常に遺憾であること、各府省においては事務次官等自らが先頭に立って再就職等規制の遵守徹底をすること、総理指示を受けて行う内閣人事局の調査に協力すること、を内容とする「国家公務員の再就職等規制の遵守の徹底等について（通知）」（平成 29 年１月 20 日付け閣人人第 30 号）を発出するとともに、次官連絡会議においても同様の指示を行った。

また、同日、内閣官房内閣人事局（以下「内閣人事局」という。）は、各省庁の再就職等規制の担当者を緊急招集し、再就職等規制の遵守の徹底、総理指示による調査への協力の要請を行った。

総理指示を受けた山本国家公務員制度担当大臣は、平成 29 年１月 31 日の閣僚懇談会において、各大臣に対し、「今後、各府省に対して調査を行いますので、各大臣におかれては、本調査の趣旨を御理解いただき、調査に積極的に協力するよう、所属の職員への徹底をお願いいたします。」との要請を行った。

同日から、内閣人事局の職員 32 人から成る調査チームが再就職規制に関する全省庁調査（以下「全省庁調査」という。）を開始した。

さらに、平成 29 年２月３日の次官連絡会議においても、萩生田内閣人事局長から各省庁事務次官等に対し、改めて全省庁調査へ協力するよう指示を行った。

２　調査の体制・概要

(1) 調査の体制

全省庁調査の実施に当たっては、山本国家公務員制度担当大臣の指揮の下、内閣人事局に調査チームを設置した。平成 29 年２月 10 日に本調査チームを「再就職徹底調査チーム」と呼称することを公表した。

「再就職徹底調査チーム」には、外部の者の目を入れ調査の公正性を確保するため、平成 29 年２月 10 日に、非常勤の国家公務員である専門調査員として発令した弁護士３人が加わった。弁護士は、全省庁調査の進め方について意見を述べるとともに、現職の人事担当者に対するヒアリング調査等に携わった。

さらに、平成 29 年２月 28 日に職員を増員し、内閣審議官以下 41 人の体制とした（参考資料１参照）。

(2) 調査の概要

全省庁調査は、以下の基本的な考え方に基づき実施した。

・文部科学省事案と同様の事案がないかどうかを確認するため、再就職をしたＯＢ側と、人事を担当する職員側との両面を調査する。併せて再就職等規制に関する周知の状況についても調査する。

・調査は、各省庁に任せるのではなく、内閣人事局が直接実施し、調査の対象者に不適切な対策をさせないため、調査事項等は事前に伝達・公表しな

い。

・再就職規制違反の疑いのある事案があれば、監視委員会に報告を行う。

以上を踏まえ、以下の３種類の調査を実施することとした。

①　再就職の届出を行った者に関する調査（ＯＢ調査）

現行の再就職等規制が導入されて以降（国家公務員法にあっては平成20年12月31日以降、自衛隊法にあっては27年10月1日以降）、再就職の届出をした者で、28年12月までにそれらの法律に基づき再就職情報が公表されたもの（本省庁室長級以上の管理職職員であった者）のうち、確認の必要性が高いと思われるものに対する調査を行った。

②　現職の人事担当者に関する調査

本省庁の幹部職員、本省庁の官房人事担当課管理職員、本省庁の内部部局、外局、地方機関等において人事や退職管理を担当している職員に対する調査を行った。

③　再就職等規制の周知状況調査

各省庁が実施した、職員、ＯＢ、所管法人や関係団体等を対象とする再就職等規制の周知状況に関し、本省庁の官房人事担当課に対する調査を行った。

Ⅱ　調査結果

１　再就職の届出を行った者に関する調査（ＯＢ調査）の結果

１－１　ＯＢ本調査

(1) 調査の趣旨

再就職の届出をしたＯＢの再就職に関し、あっせん規制違反となる職員の関与がなかったか確認することに主眼を置きつつ、併せて求職規制に違反する行為や働きかけ規制に違反する行為が行われていなかったかを確認するために調査を行った。

(2) 調査の対象者

現行の再就職等規制が導入されて以降、再就職の届出をした者で、平成28年12月までに内閣人事局又は防衛省がその再就職情報の公表を行ったもののうち、以下の①又は②に該当する6,385人（7,401件の再就職の当事者）を調査対象とした。

① 国家公務員法の規定に基づき再就職の届出をした者

国家公務員法の現行の再就職等規制が導入された平成20年12月31日以降、同法の規定に基づく再就職の届出がなされ、28年12月までに内閣人事局が公表した再就職（10,837件）のうち、以下のイからハまで（合計3,565件）を除外したもの（7,272件）の当事者であるＯＢ（6,264人）

イ　特定地方警務官で退職した者の再就職
ロ　国又は地方公共団体の機関への再就職
ハ　自営業への従事

② 自衛隊法の規定に基づき再就職の届出をした者

自衛隊法の現行の再就職等規制が導入された平成27年10月1日以降、同法の規定に基づく再就職の届出がなされ、28年12月までに防衛省が公表した再就職（249件）のうち、以下のイからハまで（合計120件）を除外したもの（129件）の当事者であるＯＢ（121人）

イ　国又は地方公共団体の機関への再就職
ロ　自営業への従事
ハ　自衛隊法第65条の10に規定する就職の援助を受けて再就職した若年定年等隊員の再就職

（除外理由）

上記①イについて

各都道府県警察に巡査（地方公務員）で採用され、警視正以上の階級と

なり、国家公務員として退職した特定地方警務官については、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の２及び第 56 条の３の規定に基づき、国家公務員法のあっせん規制が適用されず、働きかけ規制について地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び各都道府県の条例が適用されることとされているため。

上記①ロ及び②イについて

国又は地方公共団体の機関に再就職した者については、再就職の届出を行うこととされているが、あっせん規制、求職規制及び働きかけ規制は適用されないため。

上記①ハ及び②ロについて

退職後に自営業に従事した者については、あっせん規制違反及び求職規制違反が想定されないため。

上記②ハについて

自衛隊法第 65 条の 10 において、防衛大臣は若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うこととされており、担当者が当該就職の援助を目的として行う再就職のあっせんには、あっせん規制が適用されず、また、当該就職の援助を受けて行う求職活動には、求職規制が適用されないため。

(3) 調査の方法

内閣人事局から調査対象者に対して調査票を郵送し、内閣人事局に対して直接返送してもらった。

調査票の送付先住所については、ＯＢが再就職の届出に記載した住所を用いた。

(4) 調査の項目

以下について質問した（参考資料２参照）。

① 氏名、住所、電話、メール、採用時の省庁名、退職年月日、退職時の省庁名と官職（退職時官職が「官房付」の場合には、前職も併せて記入）、退職理由（自己都合、勧奨退職、応募認定退職、定年・その他）、退職に至った経緯（退職理由が勧奨退職又は応募認定退職の場合のみ。）

② 再就職規制（職員の再就職あっせんの禁止、職員の利害関係企業等への求職活動禁止、ＯＢの働きかけの禁止）についての退職当時の認知度

③ 再就職に至るまでの経緯（再就職先の名称・業務内容、再就職先におけ

る地位・担当業務、再就職年月日、再就職先のポストについて知った情報源、再就職先のポストについて知った時期、再就職先のポストについて知った後の求職活動（求職活動の内容、求職活動を始めた時期、求職活動における第三者の支援）、求職開始時の官職との利害関係の有無）

④　退職した後の元の職場との関わり（職員への働きかけ、職員からの人事に関する情報の提供）

(5) 調査の回答状況

調査対象の 6,385 人のうち、再就職の届出に外国の住所を記載していた者等（13 人）を除く 6,372 人に調査票を郵送し、5,535 人から回答を得た。なお、554 人分については宛先の住所に受取人が居住していないため不達となった。

調査票を郵送した人数（6,372 人）を分母とする回答率は 87%であり、調査票を郵送した人数から不達となった人数を除いた人数（5,818 人）を分母とする回答率は 95%であった。

(6) 調査の結果

調査の結果は、以下のとおりであった。

①　退職理由[1]（有効回答者数 5,530 人）[2]

イ　自己都合	579 人（10%）
ロ　勧奨退職	1,559 人（28%）
ハ　応募認定退職	1,041 人（19%）
ニ　定年・その他	2,351 人（43%）

退職に至った経緯として、退職理由が「勧奨退職」又は「応募認定退職」の場合に、退職の勧奨又は退職の募集に応じた動機について聞いたところ、「後進に道を譲る慣行となっている」「就いた官職により最終官職であることが分かる」などの回答がみられた。

---

[1] 調査票における退職理由の選択肢については、退職手当算定に使われる退職理由を掲げていたが、回答者の受け止めによって、そのとおりの回答となっていない例がみられた。例えば退職に至った経緯についての回答の中で退職の募集に応じたことが書かれており、平成 25 年 11 月から導入された早期退職募集制度に基づく「応募認定退職」であったと思われる回答者が、同年 10 月をもって廃止された「勧奨退職」と回答している例がみられた。

[2] 退職理由や再就職規制についての退職当時の認知度に関する質問は、個人ごとに回答を求めているので、有効回答者数を分母として回答割合を出している。

② 再就職規制についての退職当時の認知度

イ 職員の再就職あっせんの禁止（有効回答者数 5,512 人）

a	規制の内容を知っていた	5,002 人（91%）
b	規制の存在は知っていたが内容を知らなかった	439 人（８%）
c	規制の存在を知らなかった	71 人（１%）

ロ 職員の利害関係企業等への求職活動禁止（有効回答者数 5,509 人）

a	規制の内容を知っていた	5,030 人（91%）
b	規制の存在は知っていたが内容を知らなかった	415 人（８%）
c	規制の存在を知らなかった	64 人（１%）

ハ ＯＢの働きかけの禁止（有効回答者数 5,495 人）

a	規制の内容を知っていた	4,786 人（87%）
b	規制の存在は知っていたが内容を知らなかった	502 人（９%）
c	規制の存在を知らなかった	207 人（４%）

３つの規制とも、９割前後のＯＢが「規制の内容を知っていた」を選択しており、ほとんどの回答者は規制について内容を認知していたと回答している。

③ 再就職に至るまでの経緯

イ 再就職先のポストについて知った情報源（有効回答件数 6,241 件）[3]

【複数回答可】

a	自分で探した	1,346 件（22%）
b	再就職先の者 （ＯＢである旨の記載があるもの）	2,573 件（41%）
c	再就職先の者 （ｂ以外）	1,230 件（20%）
d	再就職先の者以外の第三者 （所属していた省庁の職員）	108 件（２%）
e	再就職先の者以外の第三者 （所属していた省庁のＯＢ）	586 件（９%）
f	再就職先の者以外の第三者（友人・知人）	247 件（４%）
g	再就職先の者以外の第三者（ｄ～ｆ以外）	192 件（３%）
h	その他	256 件（４%）

再就職先のポストについて知った情報源として、最も割合が高いの

[3] 再就職に至るまでの経緯に関する質問は、再就職ごとに回答を求めているので、有効回答件数を分母として回答割合を出している。

が、ｂの「再就職先の者（ＯＢである旨の記載があるもの）」（41%）である。ｅの「再就職先の者以外の第三者（所属していた省庁のＯＢ）」（９%）と合わせ、51%の再就職において、再就職先ポストの情報がＯＢから提供されていた。

また、再就職先のポストについて知った情報源がｄの「再就職先の者以外の第三者（所属していた省庁の職員）」であるとの回答であった108件の再就職と、ｄは選択していないが、具体の記述から職員が情報源となっていたとみられる３件の再就職（合計111件）について、職員の関与があったことがうかがえる（16ページで後述）。

ロ　再就職先のポストについて知った時期

（おおよその年月（日）の記入を求めた。）

※　再就職先のポストについて知った時期についての回答内容は、「ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査」（20～22ページで後述）の実施に当たり活用した。

ハ　再就職先のポストについて知った後の求職活動

ａ　求職活動の内容

調査票に例示した「履歴書を送付」「労働条件を確認」「役員との面接」に類する記載が多くみられたが、「何も求職活動は行っていない（打診に応じただけ）」との回答もあった。また、再就職先のポストを知った経緯についても記載されている場合があり、退職後に先輩ＯＢや関係団体に挨拶回りに行ったことがきっかけとするものがみられた。

ｂ　求職活動を始めた時期

（おおよその年月（日）の記入を求めた。）

※　求職活動を始めた時期についての回答内容は、「ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査」（20～22ページで後述）及び「在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査」（22ページで後述）の実施に当たり活用した。

ｃ　求職活動における第三者の支援（有効回答件数1,394件）【複数回答可】

支援者：

(a) 所属していた省庁の職員	60件（４%）
(b) 所属していた省庁のＯＢ	718件（52%）
(c) 友人・知人	193件（14%）

(d) ハローワークや再就職支援会社等　239 件（17%）
(e) その他　213 件（15%）

求職活動を第三者に支援してもらった場合の支援者として、最も割合が高いのが、(b)の「所属していた省庁のＯＢ」（52%）である。
また、支援者は(a)の「所属していた省庁の職員」であるとの回答であった 60 件の再就職について、職員の関与があったことがうかがえる（16 ページで後述）。

支援内容について聞いたところ、調査票に例示した「書類の経由」「再就職先との日程調整」に類する記載が多くみられた。

ニ　求職開始時の官職との利害関係の有無
（在職中に求職活動を始めた者に、求職活動を始めたときに自らが就いていた官職と再就職先との間の利害関係の有無について回答を求めた。）
※　在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係については、この質問への本人の回答のみで判断せず、該当する再就職全ての利害関係を確認することとした（22 ページで後述）。

④　退職した後の元の職場との関わり
イ　職員への働きかけ
退職前に従事していた業務に関連して退職後、職員に対し、再就職先の仕事に関して何らかの働きかけをしたことがあるかについては、24 人が具体的な回答を記載した。

その主な内容は、「研修等の講師の派遣依頼」「政策や制度についての最新の情報の照会」などであり、契約や処分に関するもの等の働きかけ規制の違反が疑われるようなものはみられなかった。

ロ　職員からの人事に関する情報の提供
退職後、所属していた省庁の職員又はＯＢの再就職に関連して、職員から人事に関する情報の提供を受けたことがあるかについては、５人が具体的な回答を記載した。

このうち、２人については、職員から自らの再就職に関連する情報の提供を受けたとの回答であり、再就職に職員の関与があったことがうかがえる（該当の再就職は２件。16 ページで後述）。
残り３人については、「人事制度に関する説明を受けた」などの回答

であり、あっせん規制違反の疑いのある内容は含まれていなかった。

⑤　ＯＢ本調査の回答の分析により明らかになった事項

以上のほか、ＯＢ本調査で得られた回答を分析した結果、以下の事項が明らかとなった。

イ　あっせん規制違反の疑いのある事案

前述したとおり、再就職先のポストについて知った情報源が職員であったとみられる再就職が 111 件（13～14 ページの③イ）、求職活動を第三者に支援してもらった場合の支援者が「所属していた省庁の職員」であった再就職が 60 件（14～15 ページの③ハｃ）、職員から自らの再就職に関連する情報の提供を受けたとの回答があった再就職が２件（15～16 ページの④ロ）あった。

これらの中に重複しているものが 53 件あり、これを除く全 120 件の再就職について、回答内容から職員の関与がうかがわれた。

この 120 件のうち、現行の再就職規制が導入される以前の職員の関与や、官民人材交流センターのあっせんの過程での職員の関与である等、回答者本人のＯＢ本調査における回答内容や「官民人材交流センターの支援による再就職状況について」（平成 22 年９月３日官民人材交流センター）等の情報に照らして監視委員会に報告する必要のないものを除くと、あっせん規制違反の疑いのある再就職は 18 件（12 省庁）であった。

なお、これらの 18 件のうち、９件については、国家公務員法の現行の再就職規制の導入後６か月以内の再就職であり、この中には再就職規制の導入前にあっせんが行われた事案が含まれる可能性も否定できない。

ロ　更なる調査の必要があるもの

ＯＢ本調査で得られた情報を分析する中で、直ちにあっせん規制違反や求職規制違反の疑いがあるというものではないが、更なる調査を行う必要があると考えられるものがあった。

ａ　複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢ

13～15 ページの③「再就職に至るまでの経緯」の調査結果にあるとおり、ＯＢが再就職先のポストについて情報源となったり、求職活動を支援したりといった関与をしている再就職が多くある。これらの再就職に関し、回答者の再就職先の者としてではなく、第三者の立場で何らかの関与をした者として同一のＯＢの氏名や役職名を挙げ

る回答があったことから、複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢがいることが分かった。

文部科学省事案では、人事担当者が特定のＯＢ（嶋貫和男氏）を介して多数の再就職あっせんを行っていたことも踏まえ、複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢの関与の状況について、職員の関与が背後になかったのかとの観点から、更なる調査を行うこととした（18～20 ページで後述）。

なお、文部科学省のＯＢの回答においては、特定のＯＢ（嶋貫氏）の氏名や役職名を挙げる回答が数多くあったのに対し、他省庁のＯＢの回答においては、嶋貫氏ほど氏名や役職名を数多く挙げられるＯＢはいなかった。

ｂ　ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者

「退職理由」「再就職先のポストについて知った情報源」「再就職先のポストについて知った時期」「再就職先のポストについて知った後の求職活動」についての回答から、再就職先のポストについてＯＢから情報提供を受けた後、求職活動をすることなく定年退職日前に退職したとみられる者が一定数いることが分かった。

これらの者の再就職に関し、職員の関与が背後になかったかとの観点から、更なる調査を行うこととした（20～22 ページで後述）。

ｃ　在職中に求職活動を開始したとみられる者

求職活動を始めた時期についての回答と退職年月日との関係から、在職中に求職活動を開始したとみられる者が多数いるが、在職中の求職活動を行っていた期間に就いていた官職と再就職先との間の利害関係の有無について、「分からない」とする回答や、無回答もみられた。

このため、在職中に求職活動を開始したとみられる再就職全てについて、求職規制違反がなかったのかとの観点から、更なる調査を行うこととした（22 ページで後述）。

１－２　追加調査

ＯＢ本調査の結果を踏まえ、あっせん規制違反又は求職規制違反の疑いのある事案の有無について更に調査するため、以下の４種類の追加調査を行った。

①　複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに対する調査
②　ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査
③　在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査
④　各省庁人事担当者又は人事担当者であった者のメール調査

(1) 複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに対する調査

①　調査の趣旨

複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに関し、なぜ複数の再就職への関与が可能であったのか、職員の関与が背後になかったのか、との観点から、再就職への関与の状況について調査を行った。

②　調査の対象者

16～17 ページで前述した、複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢ22 人を調査対象とした。

③　調査の方法

調査対象者のうち、ＯＢ本調査で再就職に関与した者として挙げられた件数が比較的多い者６人については、専門調査員（弁護士）が中心となってヒアリング調査を実施した。

その他の 16 人の調査対象者のうち、勤務先や住所を特定できなかった者１人を除く 15 人に対して内閣人事局から調査票を郵送し、内閣人事局に対して直接返送してもらった。

④　調査の項目

ヒアリング調査、書面調査ともに、以下について質問した（参考資料３参照）。

イ　（あなたが複数の再就職の援助を行うに当たり）その職員・ＯＢを援助することとなった理由
ロ　再就職先のポストについての情報入手や、求職活動の支援が可能であった理由

⑤　調査の回答状況

ヒアリング調査の対象とした６人から調査への協力が得られ、ヒアリングを実施した。
書面調査については、13 人から回答を得た。

⑥　調査の結果
調査の結果は、以下のとおりであった。

イ　（あなたが複数の再就職の援助を行うに当たり）その職員・ＯＢを援助することとなった理由【複数回答可】（有効回答者数 18 人）

ａ　当人から接触があった　６人（33%）

ｂ　その者を援助するよう、他の者から依頼された　０人（０%）
（※ｂを選択した場合の「他の者」の選択肢は、「所属していた省庁の職員」「所属していた省庁のＯＢ」「上記以外の者」）

ｃ　その他　12 人（67%）

ａの回答の中には、「退職の挨拶回りに来た者から再就職先の紹介を依頼された」といった回答があった。ｃの回答の中には、「退職の挨拶回りに来たことをきっかけに当人が再就職先を探していることを知った」「企業・団体から頼まれて適任者を探す中で退職が近い、又は退職した後輩に声を掛けた」といった回答がみられた。

援助した対象者については、面識のない人が含まれるとの回答はなかった。

ロ　再就職先ポストについての情報入手や、求職活動の支援が可能であった理由【複数回答可】（有効回答者数 19 人）

ａ　当該再就職先である企業･団体から依頼された　13 人（68%）

ｂ　他の者からの仲介があったので、情報を入手したり、間に立っての支援を行うことができた
他の者：
(a) 所属していた省庁の職員　０人（０%）
(b) 所属していた省庁のＯＢ　１人（５%）
(c) 上記（(a)及び(b)）以外の者　１人（５%）

ｃ　その他　８人（42%）

ａの回答の中には、「日頃から付き合いのある企業・団体に頼まれた」「知り合いのＯＢから後任を探すよう頼まれた」といった回答があった。ｂの回答については、「自身がＯＢの中で年長者であり、ＯＢの親睦活動の事務を担当していたから情報が届いた」といった回答があった。ｃの回答の中には、「日頃から付き合いのある企業・団体が適任者を探していることを知っていた」「知り合いに求人がないか尋ねた」との回答があった。

イ及びロのとおり、第三者のＯＢによる複数の再就職への関与に関し、あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった。

⑵　ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査

①　調査の趣旨

ＯＢから再就職先のポストについての情報提供を得た後に、求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に関し、再就職先についてのＯＢからの情報提供のみで早期退職を決断しているのか、ＯＢからの情報提供について職員の関与が背後になかったのか、といった観点から、その早期退職と再就職の状況について調査を行った。

②　調査の対象者

17 ページで前述した、ＯＢから再就職先のポストについての情報提供を得た後に、求職活動をすることなく早期退職したとみられる者 75 人を調査対象とした。

③　調査の方法

内閣人事局から調査対象者に対して調査票を郵送し、内閣人事局に対して直接返送してもらった。

④　調査の項目

以下について質問した（参考資料４参照）。

イ　再就職先のポストについての情報を得たＯＢとの面識

ロ　ＯＢからの情報提供の経緯

ハ　再就職先ポストについての情報を得てから、退職するまでの経緯

⑤　調査の回答状況

調査対象者とした 75 人全員から回答を得た。

ただし、定年退職又は勤務延長後に退職した者が４人いることが判明し、調査趣旨に適合した回答者は 71 人であった。

⑥　調査の結果

調査の結果は、以下のとおりであった。

イ　再就職先ポストについての情報を得たＯＢとの面識

ａ　面識あり　71 人（100%）

（同じ職場で勤務した人、旧知の先輩　など）

ｂ　面識なし　０人（０%）

ロ　ＯＢからの情報提供の経緯

情報源となったＯＢは、なぜ他の職員ではなく、「あなた」に情報を提供したと考えているかについては、「公私ともに親しいからではないか」「知識・経験が見込まれたからではないか」「定年に近い年齢だったからではないか」などの回答があった。

また、「あなた」の連絡先をどのように知ったと考えるかについては、「以前から自分の連絡先を知っていたのではないか」との回答が大半を占め、このほかに、「省庁の職員であったときに共有していた職場の名簿を見たのではないか」「自分の勤務先への連絡は容易であったのではないか」などの回答があった。

ハ　再就職先ポストについての情報を得てから、退職するまでの経緯

ａ　ＯＢから再就職先ポストについての情報提供があったことから、定年前に退職することとした。　33 人（46%）

ｂ　ＯＢから再就職先ポストについての情報提供があったのと前後して、他の者からも当該ポストについての情報を追加で得た（他の者から情報提供があった、又は自ら他の者に確認を行った。）ことから、定年前に退職することとした。

他の者：

(a) 再就職先の者　０人（０%）

(b) 所属していた省庁の職員　１人（１%）

(c) 上記((a)及び(b))以外の者　０人（０%）

ｃ　その他　37 人（52%）

（ＯＢから再就職先ポストについての情報提供があったことに加え、後進に道を譲ることを考えていたから　など）

上記においてｂ(b)と回答し、職員の関与をうかがわせる回答をした者が１人いたが、現行の再就職等規制の導入前の平成 20 年の事例とのことであった。

イからハまでのとおり、ＯＢからの再就職ポストに関する情報提供に関し、あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった。

(3) 在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査

① 調査の趣旨

在職中から求職活動を開始したとみられる者の再就職に関し、その者が求職規制との関係をどのように認識していたかにかかわらず、その者が在職中の求職活動を行っていた期間に就いていた官職と再就職先との間の利害関係の有無について調査を行った。

② 調査の対象

17 ページで前述した、在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職 560 件を調査対象とした。

③ 調査の方法

調査対象者が在職中の求職活動を行っていた期間に就いていた官職と再就職先との間の利害関係の有無について、調査対象者が所属していた省庁（20 省庁）に確認を求めた。

④ 調査の回答状況

確認を求めた全省庁から調査対象 560 件全ての回答を得た。

⑤ 調査の結果

558 件の再就職について、利害関係はなかったとの回答であったが、２件（２省庁）の再就職について、利害関係はあったとの回答であり、求職規制違反の疑いがある。

(4) 各省庁人事担当者又は人事担当者であった者のメール調査

① 調査の趣旨

文部科学省事案で明らかになった組織的なあっせんが他省庁においても行われていたとすれば、同時期に多数の事案に関して行われていたということも考えられる。このため、ＯＢ本調査で判明したあっせん規制違反の疑いのある事案（16 ページ）を手掛かりに、それらの事案と関連する特定の時期及び特定の組織の人事担当者のメールについて調査を行った。

② 調査の対象

あっせん規制違反の疑いのある事案のうち、本省庁又は外局の退職者に係るものであって、メールデータの保存が期待できる平成 23 年度以降のもの６件（６省庁）を手掛かりに設定した、特定の条件に該当するメールを調査対象とした。

特定の条件については、当該事案における再就職あっせんが行われた可能性のある年度を「送信期間」として、その期間に当該事案に係る省庁で人事担当者ポスト（19 ポスト）に就いていた者を「送信者」として、当該事案に係る省庁を退職したＯＢが再就職している企業・団体を「送信先」として指定した。

③ 調査の方法

調査対象に係る省庁の人事担当課宛てに依頼を行い、人事担当課からメールサーバーを管理している情報システム担当課に調査の趣旨を説明した上で、情報システム担当課から直接内閣人事局宛てに、メールサーバーに保存されているメールのデータのうち、指定した特定の条件に該当する全てのものを提出するよう求めた。

④ 調査の回答状況

システムの更改等により「送信者」全員のメールデータ自体が存在しないと回答したのが２省庁あった。

「送信者」の一部の者のメールデータは存在するが「送信先」へのメール送信がなかったと回答したのが１省庁あった。

「送信者」の一部の者について「送信先」へのメール送信があり、当該メールデータを提出してきたのが３省庁（５ポスト７人分）あった。

⑤ 調査の結果

提出された５ポスト７人のメールデータのうち、６人のメールデータについては、職員の人事交流に関するやり取りなどであり、あっせん規制違反が疑われるような内容は含まれていなかった。

一方、１人のメールデータについては、条件設定の手掛かりとした事案とは別の再就職（１件１省庁）への職員の関与がうかがわれる内容が含まれており、あっせん規制違反の疑いがある。

２　現職の人事担当者に関する調査の結果

２－１　人事担当者本調査

(1) 調査の趣旨

幹部職員を含む人事担当者が再就職のあっせんに直接関与していないか、また、ＯＢに人事情報を提供し、仲介役をさせることにより間接的に再就職のあっせんに関与していないか、などを確認するためにヒアリング調査を実施した。

(2) 調査の対象者

本省庁の幹部職員、本省庁の官房人事担当課管理職員、本省庁の内部部局、外局、地方機関等において人事や退職管理を担当している職員を対象とした。

なお、地方機関については、全国に数多くの機関があるが、同種の地方機関であれば再就職の実態はおおむね同様と考えられることから、再就職の届出の対象となる退職者がいないか少数である機関を除いた上で、同種の地方機関からそれぞれ１～３か所を抽出して調査対象とした。

上記の考え方の下、以下の 285 人に対してヒアリングを行った（参考資料５参照）。

①　事務次官、官房長等の本省庁官房ラインの幹部職員　56 人
（全員に対し専門調査員（弁護士）が中心となってヒアリング）

②　本省庁の官房人事担当課の管理職員　74 人

③　本省庁の内部部局、外局等の人事担当者（①及び②を除く）　106 人
（うち、20 人に対し専門調査員（弁護士）が中心となってヒアリング）

④　地方機関の人事担当者　49 人
（うち、７人に対し専門調査員（弁護士）が中心となってヒアリング）

(3) 調査の方法

ヒアリングは、省庁を分担して行った。チーム員は、出向元の省庁の職員に対するヒアリングは担当しないこととした。また、事務次官、官房長等の本省庁官房ラインの幹部職員に対するヒアリングは全て専門調査員（弁護士）が中心となって行った。

また、国家公務員制度担当大臣から各大臣に対し、職員の調査への協力の徹底を要請していることから、ヒアリングの実施に当たり、虚偽の説明をした者は、職務命令違反として懲戒処分等の対象となり得る旨を、ヒアリングの対象職員に伝達した。

⑷ 調査の項目

以下について、ヒアリングを行った。

① 早期退職募集制度の運用状況

イ 募集の実施状況

ロ 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況

② 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況

③ 再就職規制の遵守状況

イ 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介

ロ 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供

ハ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼

ニ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介

ホ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認

ヘ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供

ト 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供

チ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん

リ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ

④ 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況

イ 最終官職が官房付又は局付となっている事情

ロ 特定の類型の再就職に関する事情

ａ 離職日から近接した日に再就職している事情

ｂ 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情

ｃ 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情

⑤ 再就職規制に関する認識

⑸ 調査の結果

各省庁の人事担当者に対するヒアリングの結果については別紙のとおりであり、これを概括すれば、以下のとおりであった。

① 早期退職募集制度の運用状況

イ 趣旨

現行の再就職等規制が導入される以前は、退職の勧奨と、これに応じてもらうための再就職先の紹介とが併せて行われる場合もあった。平成 25 年 11 月から導入された早期退職募集制度の運用に当たって、人事当局が募集を行う際に、再就職のあっせんを行っていないかとの観点から、同制度の運用状況についてヒアリングを行った。

ロ 結果の概略

早期退職募集を実施しているかについて聞いたところ、17 省庁が実施していると回答し、５省庁が実施していないと回答した。

実施している省庁に対し、応募者が募集人数よりも少ない場合の対応について聞いたところ、「特に対応を取っていない」と回答した人事担当者が多数であったが、「適宜追加募集する」と回答した人事担当者もいた。

人事構想の観点から、定年前の退職を幹部職員に対し、慫慂（しょうよう）しているかどうかについて聞いたところ、「本人に対して人事構想を伝えることにより、定年前の退職を慫慂する」と回答した人事担当者もいた一方で、「特定の官職に着任した場合は、その官職が最後の官職であると本人が状況を理解し、慫慂しなくても早期退職に応募してくる」と回答した人事担当者もいた。

追加募集や早期退職の慫慂をすると回答した人事担当者であっても、早期退職の募集に応じてもらうために、再就職先の紹介等をすると回答した者はいなかった。

② 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況

イ 趣旨

早期退職者や、定年後に再任用を希望しない職員に対して人事担当者が再就職先の紹介等をしていないとすれば、それらの退職者はどのように再就職をしていると考えているかについてヒアリングを行った。

ロ 結果の概略

当該退職者がどのように再就職をしていると考えているか聞いたところ、「個別の事情を承知していない」と回答した人事担当者がいた一方で、網羅的には分からないながらも「ＯＢから再就職先を紹介された事例があるようである」「特定分野の知識・経験があるため関連する分野の企業・団体に再就職した事例があるようである」「公募に応募して

採用された事例があるようである」などと回答した人事担当者もいた。

③　再就職規制の遵守状況

イ　趣旨

あっせん規制及び働きかけ規制の遵守状況に関し、違反が疑われる事案がある場合に想定される様々な行為の有無について、ヒアリングを行った。

ロ　結果の概略

あっせん規制違反やそれにつながり得る様々な行為の類型（詳細については、25 ページの(4)③イからチまでを参照）ごとに、そのような行為を自ら行ったことがあるか、あるいは、行っている職員又はＯＢがいると聞いたことがあるかについて聞いたところ、「ある」と回答した人事担当者はいなかった。

なお、営利企業等からの適任者の紹介の依頼や、ＯＢからの再就職先の紹介の依頼などを受けたことがあると回答した人事担当者はいたものの、これらの依頼に応じて紹介等を行ったと回答した者はいなかった。

働きかけ規制違反に該当し得る働きかけ（25 ページの(4)③リ）を自ら受けたことがあるか、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあるかについて聞いたところ、「ある」と回答した人事担当者はいなかった。

④　再就職の届出に見られる離職・再就職の状況

イ　最終官職が官房付又は局付となっている事情

ａ　趣旨

最終官職が官房付や局付である事例について、再就職先との利害関係の有無を分かりにくくする意図がなかったかとの観点から、ヒアリングを行った。

ｂ　結果の概略

最終官職が官房付や局付となっている事情について聞いたところ、「他省庁や独立行政法人等に出向していた職員が退職する際に官房付としている」と回答した人事担当者や、「省庁内の別の機関から異動させて官房付や局付で退職させる場合がある」と回答した人事担当者がいた。

そのようにする背景として、採用された機関で退職させる目的があることに言及した人事担当者がいた。

再就職先との利害関係の有無を分かりにくくするような意図で行っていることをうかがわせる回答をした人事担当者はいなかった。

なお、人事担当者の中には、官房付や局付の前職と再就職先との利害関係の有無を確認していると回答した者もいた。

ロ　特定の類型の再就職に関する事情

ａ　離職日から近接した日に再就職している事情

(a) 趣旨

離職日から近接した日に再就職している事例について、求職規制に違反するような活動を行っていなかったか、あるいは、人事担当者が再就職への関与を行っていなかったかとの観点から、ヒアリングを行った。

(b) 結果の概略

離職日から近接した日に再就職している事情について聞いたところ、「個別の事情を承知していない」と回答した人事担当者がいた一方で、網羅的には分からないながらも「国の機関の外部に退職出向していた職員が、出向中に再就職の約束をしていた事例がある」「企業・団体を退職して国家公務員となった者が元の所属先だった企業・団体に再就職（復帰）した事例がある」「利害関係企業等に該当しない再就職先に在職中から求職活動を行っていた事例がある」などと回答した人事担当者がいた。

回答のあった個別の事例について、求職規制違反をうかがわせるようなものはみられなかった。また、これらの事例に関し、離職日から近接した日に再就職できるよう関与していたことをうかがわせる回答をした人事担当者はいなかった。

ｂ　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情

(a) 趣旨

同一の省庁を離職した多数のＯＢが、それぞれ異なる企業・団体に再就職をしているにもかかわらず、再就職した日が同一日となっている事例について、人事担当者が再就職への関与を行っていなかったかとの観点から、ヒアリングを行った。

(b) 結果の概略

同一の省庁を離職した多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情について聞いたところ、「個別の事情を承知していない」

と回答した人事担当者がいた一方で、分からないながらも推測を交えて「切りのよい月の初日が多くなるのではないか」「企業・団体の採用決定手続（株主総会、役員会等）の事情ではないか」などと回答した人事担当者がいた。

多数のＯＢの再就職が同一日付となるよう関与していたことをうかがわせる回答をした人事担当者はいなかった。

c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情

(a) 趣旨

同一の省庁のＯＢが、企業・団体の同一のポストに連続して再就職している事例について、人事担当者が再就職への関与を行っていなかったかとの観点から、ヒアリングを行った。

(b) 結果の概略

同一の省庁のＯＢが、企業・団体の同一のポストに連続して再就職している事情について聞いたところ、「個別の事情を承知していない」と回答した人事担当者がいた一方で、分からないながらも推測を交えて「専門的な知識や経験を有しているからではないか」「公募手続を経て適任と判断されたからではないか」「企業・団体にいたＯＢが自分の後任者を探すときに後輩のＯＢに声を掛けているのではないか」などと回答した人事担当者がいた。

同一のポストにＯＢが連続して採用されるよう関与していたことをうかがわせる回答をした人事担当者はいなかった。

⑤　再就職規制に関する認識

イ　趣旨

人事担当者には、特に再就職規制に関する十分な理解が求められることから、再就職規制に関する認識についてヒアリングを行った。

ロ　結果の概略

再就職規制に関する認識について聞いたところ、「平成 19 年の国家公務員法改正の当時から知っていた」と回答した人事担当者がいた一方で、「現在の人事担当の職に就いて詳しく知った」と回答した人事担当者がいた。

２－２　追加調査（企業・団体調査）

人事担当者本調査の結果を受け、職員が再就職のあっせんに関与していないかを更に確認するため、再就職者を採用した企業・団体に対し、追加調査を行った。

(1) 調査の趣旨

再就職のうち、特定の類型の再就職（離職日から近接した日の再就職、同一日付での多数の再就職、同一のポストへの連続再就職）を抽出し、これらの再就職について職員の関与がなかったかとの観点から、企業・団体がこれらの再就職を受け入れるまでの経緯等について調査を行った。

(2) 調査の対象企業・団体

以下の①から③までに該当する企業・団体から抽出した 165 社[4]を調査対象とした。

① 平成 27 年４月以降、再就職の届出がなされ、28 年 12 月までに公表された再就職のうち、離職日から近接した日の再就職となっているものの再就職先の企業・団体

② 平成 27 年４月以降、再就職の届出がなされ、28 年 12 月までに公表された再就職のうち、同一の省庁から異なる企業・団体に同一日付で多数のＯＢが再就職しているものの再就職先の企業・団体

③ 企業・団体の役員の任命に当たり、主務大臣の関与のある役員のポストに、同一省庁のＯＢが三代連続で就いている企業・団体

(3) 調査の方法

対象の企業・団体に対して内閣人事局から調査票を郵送し、内閣人事局に対して直接返送してもらった。

(4) 調査の項目

以下について質問した（参考資料６①②③参照）。

① 上記(2)①及び②に該当する企業・団体

イ　ＯＢを採用した理由

ロ　ＯＢを採用する頻度

---

[4] 以下では、企業かその他の団体かにかかわらず、企業・団体の数を示すときには、単位を「社」として記載する。

ハ　ＯＢを採用するときの適任者の探し方
ニ　ＯＢを採用するときの採用日の決め方
ホ　短期間でＯＢを採用した理由（上記⑵①に該当する企業・団体のみ。）

②　上記⑵③に該当する企業・団体
イ　役員に連続してＯＢを任命した理由
ロ　連続してＯＢを任命した役員の人選の方法
ハ　任命までの過程における省庁からの働きかけ

⑸ 調査の回答状況
対象企業・団体 165 社のうち、146 社から回答を得た（回答率 88%）。

⑹ 調査の結果
調査の結果は、以下のとおりであった。

①　上記⑵①及び②に該当する企業・団体（133 社）

イ　ＯＢを採用した理由【複数回答可】
ａ　ＯＢが持つ専門的な知識･技術､経験が必要だから　105 社（79%）
ｂ　ＯＢが持つ人脈が必要だから　６社（５%）
ｃ　ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから　10 社（８%）
ｄ　その他　29 社（22%）
（公募の結果である（ＯＢであることを前提としていない。）　など）

ロ　ＯＢを採用する頻度
ａ　おおむね毎年　15 社（11%）
ｂ　おおむね２～３年ごと　15 社（11%）
ｃ　おおむね４～５年ごと　24 社（18%）
ｄ　その他　79 社（59%）
（不定期、初めての採用　など）

ハ　ＯＢを採用するときの適任者の探し方【複数回答可】
ａ　ハローワーク､就職支援会社等での求人　24 社（18%）
ｂ　自社／自団体のホームページ等での公募　29 社（22%）
ｃ　個別に紹介を受けた
⒜ 特定の省庁に直接相談して、その省庁のＯＢの紹介を受けた　１社（１%）
⒝ 自社／自団体にいるＯＢに任せて、その者が所属していた省庁に相談してもらい、その省庁のＯ

Ｂの紹介を受けた　４社（３％）

(c) 自社／自団体にいるＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった　41 社（31%）

(d) 上記（(a)、(b)及び(c)）以外の方法で紹介を受けた　17 社（13%）

（親会社の紹介、関連団体からの紹介、当該企業・団体の元職員の紹介　など）

d　その他　38 社（29%）

（退職後訪問してきた者から適任者を選ぶ、公表されている退職者情報を得て適任者を選ぶ　など）

ニ　ＯＢを採用するときの採用日の決め方【複数回答可】

a　自社／自団体の都合で決めた　94 社（71%）

（前任者の退職時期を考慮、諸手続の期間を考慮、定期総会の日に合わせて　など）

b　採用される当人との調整により決めた　34 社（26%）

（本人の申出時期、税理士登録日を踏まえて　など）

c　第三者の意向等を踏まえて決めた　１社（１％）

（採用するＯＢが所属していた省庁の意向に配慮した）

d　その他　10 社（８％）

（個別対応、今回のみ　など）

ホ　短期間でＯＢを採用した理由【複数回答可】　〔回答 39 社〕

a　提出された書類や面接によって、短期間で適任者かどうかを判断できた　26 社（67%）

b　個別に紹介を受けた候補者なので、すぐに採用を決めた　４社（10%）

c　その他　13 社（33%）

（会社全体で特定の資格保有者が不足、家業を継いだ　など）

②　上記(2)③に該当する企業・団体（13 社）

イ　役員に連続してＯＢを任命した理由【複数回答可】

a　ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が不可欠だから　３社（23%）

b　関係省庁等との連絡・調整をスムーズに行うため　１社（８％）

c　中立的な立場で職務に従事することが求められるため　１社（８％）

d　その他　９社（69%）

（公募の過程で選考委員会が知識・経験等を考慮

して選考　など）

ロ　連続してＯＢを任命した役員の人選の方法

ａ　ヘッドハンター、就職支援会社等の利用	０社（０％）
ｂ　自社／自団体のホームページ等での公募	８社（62％）
ｃ　個別に紹介を受けた	
(a) 特定の省庁に直接相談した、又は省庁から直接要請された	０社（０％）
(b) 特定の省庁のＯＢ（自社／自団体外）に直接相談した、又は省庁のＯＢ（自社／自団体外）から直接要請された	０社（０％）
(c) 自社／自団体にいるＯＢを通じて、その者が所属していた省庁に相談した、又は省庁から要請された	０社（０％）
(d) 自社／自団体にいるＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった（前任者が選定）	１社（８％）
(e) 上記（(a)、(b)、(c)及び(d)）以外の方法で紹介を受けた（親会社役員から紹介）	１社（８％）
ｄ　その他（自社で探した　など）	３社（23％）

ハ　任命までの過程における省庁からの働きかけ

ａ　働きかけを受けたことがある	０社（０％）
ｂ　働きかけを受けたことはない	13 社（100％）

③　あっせん規制違反の疑いのある事案

31 ページの①ハにおいて、ＯＢを採用するときの適任者の探し方について「特定の省庁に直接相談して、その省庁のＯＢの紹介を受けた」と回答したのが１社、「自社／自団体にいるＯＢに任せて、その者が所属していた省庁に相談してもらい、その省庁のＯＢの紹介を受けた」と回答したのが４社、32 ページの①ニにおいて、ＯＢを採用するときの採用日の決め方について「採用するＯＢが所属していた省庁の意向に配慮した」と回答したのが１社あり、これら６社が受け入れた再就職について、職員の関与がうかがわれ、あっせん規制違反の疑いがある。

３　再就職等規制の周知状況調査の結果

(1) 調査の趣旨

再就職等規制の遵守を確保する観点からは、個々の職員はもとより、ＯＢ、所管法人や関係団体等において、再就職等規制が正しく理解されていることが重要である。このため、各省庁において、どの程度周知を行ってきたか、その状況を把握するために調査を行った。

(2) 調査の方法

各省庁の官房人事担当課に対し、調査票を送付した。

(3) 調査の項目

平成 26 年度以降の過去３年間において、本省庁及び外局の人事担当課が実施した、職員（退職予定者を除く。）、退職予定者、ＯＢ、所管法人や関係団体等を対象とする再就職等規制の周知状況に関し、以下について質問した（参考資料７参照）。

① 周知年月日（「退職予定者」以外）
② 周知対象者の範囲（「退職予定者」の場合は、周知対象者）
③ 周知方法
④ 独自資料の作成の有無
⑤ 周知内容
⑥ 周知の契機（「退職予定者」の場合は、周知の時期）

(4) 調査の結果

① 職員（退職予定者を除く。）

イ　周知年月日

周知年月日を基にどの程度の回数の周知を行ったかをみると、各年度において全く周知を行わなかった省庁は平成 26 年度には３省庁あり[5]、27 年度には１省庁あったが、28 年度はなかった。総じて、平成 28 年度は、26 年度及び 27 年度と比較して多数回の周知が行われた。

ロ　周知対象者の範囲

本省庁及び外局の人事担当課が実施した周知の取組について質問しているので、当該省庁の全ての取組を把握する調査ではないが、ほとんどの省庁が、本省庁及び外局の職員だけでなく、地方機関等の職員に対しても周知を行っていた。

ハ　周知方法

[5] 自衛隊法の現行の再就職等規制の導入前であった防衛省を除く。

幅広く周知するに当たり、メール等を用いた通知の方法をとる省庁が多かった。幹部の連絡会議や、地方機関の人事担当者が集まる会議で周知している省庁もあった。

幅広い職員に研修の方法で周知している省庁は少ないが、特定の職員（50 歳台の職員、新任の管理職員、任期付任用職員等）に対する研修の中で周知を行っている省庁があった。

ニ　独自資料の作成の有無

省庁が独自に作成した資料としては、研修や通知発出の際の説明資料を作成した省庁が多かった。その内容については、再就職等規制の内容や留意事項について簡潔にまとめているものが多かったが、人事関係の庁内定期刊行物の増刊号を出して、国家公務員の再就職規制について特集した省庁もあった。

ホ　周知内容

周知の契機や目的に応じて、再就職等規制の一部についてのみ周知している場合もあったが、多くの場合において、再就職等規制の全体（あっせん規制、求職規制及び働きかけ規制並びに再就職の届出の義務）について周知していた。

ヘ　周知の契機

周知の契機についてみると、内閣人事局からの通知等や他省庁の事案を踏まえ実施した取組が多く、その場合は通知により周知されることが多かった。定期的に実施している取組については、研修を行うものが多かった。

なお、調査対象期間（平成 26 年度以降の過去３年間）に自省庁の職員による再就職規制違反事案が明らかになった省庁は、全て当該違反事案を踏まえた周知を実施していた。

②　退職予定者

イ　周知対象者

全ての退職予定者に対し、周知すると回答した省庁が多かった。

一方で、全職員向けの周知以外に退職予定者向けの取組は特に行っていない省庁もあった。

ロ　周知方法

退職予定者との面談の際に、再就職等規制についての周知を行っている省庁が多いが、退職予定者に対し通知を行っている省庁もあった。

ハ　独自資料の作成の有無

省庁が独自に作成した資料としては、再就職の届出を中心とする内容のものを作成している省庁があった。また、個別の退職予定者ごとのチェックシートを作成し、本人には在職中の利害関係企業等への求職活動の有無などをチェックさせ、人事担当者には再就職等規制についての説明や資料の配布を行ったかどうかをチェックさせている省庁があった。

ニ　周知内容

ほとんどの省庁において、退職予定者に再就職等規制の全体について周知していた。

ホ　周知の時期

定年退職の予定者に対しては退職の前の一定時期などに、早期退職募集制度による応募認定退職者や自己都合退職者に対しては退職が決まった後の適宜の時期に、周知がなされていた。

③　ＯＢ

ＯＢに対する周知については、特に何も行っていない省庁が多かった。

ＯＢに対する周知を行っている省庁の中には、現行の再就職等規制の導入後に再就職の届出をした者に対し、再就職等規制についてまとめた資料を送付した省庁、元管理職職員のうち、退職後２年以内の者に毎年度再就職等規制全般について周知するための手紙を出している省庁などがあった。

④　所管法人や関係団体等

所管法人や関係団体等に対する周知については、特に何も行っていない省庁が多かった。

所管法人や関係団体等に対する周知を行っていた省庁の中には、内閣人事局からの通知等を踏まえ所管法人や関係団体等に通知を行った省庁、関係団体等に対し、会議で説明した省庁などがあった。

４　東北農政局職員及び災害復旧事業受注企業に対する調査の結果

⑴ 調査の趣旨

平成 29 年３月下旬に、東北農政局の仙台東地区災害復旧事業に関し、同局のＯＢが他のＯＢのあっせんによって事業受注会社に再就職し、受注に関与しているという趣旨の報道が行われた。これを踏まえ、山本農林水産大臣から、山本国家公務員制度担当大臣に対し、東北農政局職員の再就職の問題について、全省庁調査の中で調査を行うよう依頼があった。

これを受けて、再就職規制に違反するような事案がないかどうか、東北農政局の職員及び災害復旧事業の受注企業に対する調査を実施することとした。

⑵ 調査の対象

① 東北農政局の人事担当者及び仙台東地区災害復旧事業を所管する仙台東土地改良建設事業所管内の災害復旧事業を担当している職員　12 人

② 仙台東土地改良建設事業所管内の災害復旧事業の受注先として農林水産省から情報提供のあった企業　78 社

⑶ 調査の方法

上記⑵①の 12 人の職員に対してヒアリング調査を実施した。

上記⑵②の 78 社に対して内閣人事局から調査票を郵送し、内閣人事局に対して直接返送してもらった。

⑷ 調査の項目

① 東北農政局職員に対するヒアリング項目

以下についてヒアリングを行った。

イ　早期退職募集制度の運用状況（人事担当者のみ）

ａ　募集の実施状況

ｂ　応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況

ロ　職員の再就職の状況（特に災害復旧事業受注企業への再就職）

ハ　再就職規制の遵守状況

ａ　職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介

ｂ　営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供

ｃ　営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼

ｄ　営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介

ｅ　営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認
ｆ　営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供
ｇ　職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供
ｈ　人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん

ニ　契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ（特に災害復旧事業受注企業に再就職したＯＢからのもの）

ホ　再就職規制に関する認識

②　災害復旧事業受注企業に対する書面調査項目
以下について質問した（参考資料８参照）。
イ　ＯＢの在職の有無
ロ　ＯＢを採用した理由
ハ　ＯＢを採用するときの適任者の探し方
ニ　ＯＢの東北農政局（仙台東土地改良建設事業所管内）の災害復旧事業に関する働きかけ

(5) 調査の回答状況（災害復旧事業の受注企業に対する書面調査分）
対象企業 78 社のうち、71 社から回答を得た（回答率 91%）。

(6) 調査の結果
①　東北農政局職員に対するヒアリング調査

イ　早期退職募集制度の運用状況
早期退職募集を実施しているが、特に応募を職員に勧めることはないとの回答であった。

ロ　職員の再就職の状況（特に災害復旧事業受注企業への再就職）
「再就職の状況については承知していない」と回答した者がいた一方で、「災害復旧事業の受注企業に再就職したＯＢの事例について承知しているもののその再就職の経緯については承知していない」と回答した者もいた。

ハ　再就職規制の遵守状況
あっせん規制違反やそれにつながり得る様々な行為の類型（詳細については、37～38 ページの(4)①ハを参照）ごとに、そのような行為を自ら行ったことがあるか、あるいは、行っている職員又はＯＢがいると聞いたことがあるかについて聞いたところ、「ある」と回答した人事担

当者はいなかった。

ニ　契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ（特に災害復旧事業受注企業に再就職したＯＢからのもの）

災害復旧事業関連も含め、契約・処分などに関するＯＢからの働きかけを自ら受けたことがあるか、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあるかについて聞いたところ、「ある」と回答した人事担当者はいなかった。

なお、事業者と会う際に注意していることとして、「職員は必ず複数で対応する」「打合せ中は部屋の扉を開けるなどして密室としない」「事業者を執務室に立ち入らせず会議室等で会う」との回答をした者もいた。

ホ　再就職規制に関する認識

人事担当者の中には、「現行の再就職等規制の導入時から知っていた」と回答した者がいた一方で、「現在の人事担当の職に就いて詳しく知った」と回答した者がいた。

災害復旧事業の担当者の中には、「研修を受講したこともあり承知している」と回答した者がいた一方で、「規制について詳しく述べることはできない」「何となく承知していた」と回答した者がいた。

②　災害復旧事業受注企業に対する書面調査

イ　ＯＢの在職の有無

ａ　在職している　32 社（45%）
（うち、東北農政局ＯＢの在職は 19 社）

ｂ　今は在職していないが、過去（平成 23 年度以降）に在職していたことがある　４社（６%）
（うち、東北農政局ＯＢの過去の在職は２社）

ｃ　平成23年度以降、在職していたことはない　35社（49%）

ロ　ＯＢを採用した理由【複数回答可】（イでａ又はｂと回答した 36 社の回答）

ａ　ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が必要だから　36 社（100%）

ｂ　ＯＢが持つ人脈が必要だから　０社（０%）

ｃ　ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから　０社（０%）

ｄ　その他　３社（８%）
（人手不足　など）

ハ　ＯＢを採用するときの適任者の探し方【複数回答可】（イでａ又はｂ

と回答した36社の回答）

ａ　ハローワーク、就職支援会社等での求人　５社（14%）

ｂ　自社のホームページ等での公募　１社（３%）

ｃ　個別に紹介を受けた

(a) 特定の省庁に直接相談した、又は省庁から直接要請された　０社（０%）

(b) 特定の省庁のＯＢ（自社外）に直接相談した、又は省庁のＯＢ（自社外）から直接要請された　０社（０%）

(c) 自社にいるＯＢを通じて、その者が所属していた省庁に相談した、又は省庁から要請された　１社（３%）

(d) 自社にいるＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった　18社（50%）

（自社ＯＢが知り合いの他のＯＢを紹介したなど）

(e) 上記（(a)、(b)、(c)及び(d)）以外の方法で紹介を受けた　５社（14%）

（他の企業・団体から紹介を受けた　など）

ｄ　その他　13社（36%）

（本人に直接打診　など）

上記においてｃ(c)と回答し、職員の関与をうかがわせる回答が１社あったが、現行の再就職等規制の導入前の平成14年の事例とのことであった。

ニ　ＯＢの東北農政局（仙台東土地改良建設事業所管内）の災害復旧事業に関する働きかけ（イでａ又はｂと回答した36社の回答）

ａ　働きかけを行ったことがある　０社（０%）

ｂ　働きかけを行ったことはない　36社（100%）

①及び②の結果、ＯＢの再就職に関するあっせん規制違反を疑わせるような事実や、東北農政局の災害復旧事業に関する働きかけ規制違反を疑わせるような事実はみられなかった。

Ⅲ　再就職規制違反の疑いのある事案への対応

再就職の届出を行った者に関する調査（ＯＢ調査）及び現職の人事担当者に関する調査の結果、以下の①から③まで（合計 25 件）について、あっせん規制違反の疑いがあり、以下の④（２件）について、求職規制違反の疑いがあることから、これら 27 件について監視委員会に報告した。

なお、①のうち、９件については、国家公務員法の現行の再就職規制の導入後６か月以内の再就職であり、この中には再就職規制の導入前にあっせんが行われた事案が含まれる可能性も否定できない。

① ＯＢ本調査の回答から、あっせん規制違反の疑いのある事案 18 件（12 省庁）（16 ページ）
② 各省庁人事担当者又は人事担当者であった者のメール調査から、あっせん規制違反の疑いのある事案１件（１省庁）（23 ページ）
③ 企業・団体調査の回答から、あっせん規制違反の疑いのある事案６件[6]（33 ページ）
④ 在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査の回答から、求職規制違反の疑いのある事案２件（２省庁）（22 ページ）

Ⅳ　その他

１　再就職の届出漏れの疑いのある事案への対応

ＯＢ本調査の調査票の分析の過程において、離職後２年間の再就職とみられるにもかかわらず、再就職の届出を行っていないことが疑われるものが６件（５省庁）あった。これらについて、各省庁に対し、事実関係を確認の上、再就職の届出を提出させるなどの必要な措置を講じるよう要請した。

その結果、６件全ての再就職について、内閣人事局に再就職の届出がなされた。

なお、平成 29 年１月から５月までに、再就職の届出がなされていないことについて、本人が気付いて又は各省庁の担当者が把握して、内閣人事局に再就職の届出がなされたものが 76 件（10 省庁）あった。

---

[6] 職員が関与している可能性をうかがわせる回答をした６社が、それぞれ何件分の再就職に関して回答したのかは分からないが、最低６件分という趣旨で６件と記載している。

これらの届出の中には、本人から適正な時期に各省庁に提出されていたものの、受け付けた省庁から内閣人事局に提出されていなかったものが含まれている。

２　内閣人事局に個別に通報のあった事案への対応

平成 29 年 1 月 20 日に文部科学省事案が明らかになって以降、内閣人事局に対し、再就職規制違反事案ではないかとの個別の通報が９件あり、いずれも監視委員会に情報提供を行った。

Ⅴ　総括

１　全省庁調査の結果の総括

全省庁調査の結果は以上に述べてきたとおりであるが、これを総括すると以下のとおりである。

(1) 再就職規制違反の疑いのある事案

全省庁調査の結果、再就職規制違反の疑いのある事案として監視委員会に報告した事案が 27 件あった。

このうち、25 件はあっせん規制違反の疑いのある事案であり、残る２件は求職規制違反の疑いのある事案である。

(2) 再就職に至るまでの経緯

個別の再就職の経緯等については、人事担当者本調査では「個別の事情を承知していない」との回答がみられたが、ＯＢ本調査において、再就職の届出事項に加え、再就職先のポストについて知った情報源や求職活動の内容・時期・支援者などの様々な事項についての確認を掘り下げて行い、把握を行うことができた。

その結果、あっせん規制違反の疑いのある事案 18 件の把握に至った。

加えて、再就職先のポストについて知った情報源がＯＢであると答えた者（「再就職先の者」及び「再就職先の者以外の第三者」の合計）が 51%、また、求職活動を第三者に支援してもらった場合の支援者を挙げた者のうち、支援者として「所属していた省庁のＯＢ」を挙げた者が 52%と、再就職に広くＯＢが関与している状況が分かった。

(3) 再就職等規制の周知状況

職員及び退職予定者に対する再就職等規制の周知は各省庁においておおむね行われていたものの、ＯＢや所管法人、関係団体等への再就職等規制の周知は行っていない省庁が多いことが分かった。

(4) 再就職の届出の状況

再就職の届出について、82 件の届出漏れがみられた。

(5) 文部科学省の状況と他省庁の状況

ＯＢ本調査において、再就職先のポストについて知った情報源や、求職活動を第三者に支援してもらった場合の支援者について聞いたところ、文部科学省のＯＢの回答においては、特定のＯＢ（嶋貫氏）の氏名や役職名を挙

げる回答が数多くあったのに対し、他省庁のＯＢの回答においては、嶋貫氏ほど氏名や役職名を数多く挙げられるＯＢはいなかった。
　追加調査を行って、これらのＯＢによる複数の再就職への関与に関し確認したところ、あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった。

　また、ＯＢ本調査における再就職規制についての退職当時の認知度の質問についてみると、全体ではそれぞれ９割程度の者が規制の内容を知っていたと答えている一方、文部科学省のＯＢのうち、規制の内容を知っているとした者はそれぞれ７割程度であり、規制の認知度が低い状況がみられた。

再就職規制についての退職当時の認知度
（規制の内容を知っていた人の割合）

	全体	文部科学省
あっせん規制	91%	74%
求職規制	91%	75%
働きかけ規制	87%	69%

２　対応の方向性

　上記１(1)で述べたとおり、27 件の事案については監視委員会の判断に委ねることとなるが、この全省庁調査の結果からは文部科学省と同様の組織的な再就職規制違反は確認できなかった。

　しかしながら、今回の文部科学省事案の発生や、上記１(1)及び(4)の事案が存在することは、重く受け止めなければならない事態である。

　今後、更なる再就職等規制違反が生じ、公務への信頼が損なわれることのないよう、内閣人事局及び各省庁が一体となって徹底した再発防止策を講じていく必要がある。

(1)　再就職の届出制度の抜本的見直し
　今回の全省庁調査では、現行の再就職等規制の導入後に届出のあった再就職を対象に詳細に確認を行ったが、今後の再就職については、今回の全省庁調査で行ったものと同レベルの確認を当初から行うことができるようにすることが適当である。

　このため、最終官職や再就職先等、現行の再就職の届出の記載事項に加え、新たにＯＢの関与を含む再就職の経緯について記載を行うこととするなど、再就職の届出の記載事項の拡充について検討する。

また、その前提として、再就職の届出が漏れなく行われる必要があるため、下記(3)の周知徹底の強化とともに、再就職した場合の届出提出期限を明確に示す等、届出漏れや遅延防止のための策を講ずることを検討する。

(2) 再就職の届出に対する各省庁の確認徹底と内閣人事局の常設調査体制

再就職等規制の一層の厳正な運用を図る観点から、上記(1)の再就職の届出の記載事項の拡充に係る検討も踏まえ、届出の内容を各省庁が確認する際の視点を内閣人事局が明示することを検討する。

また、各省庁による確認に加え、内閣人事局において「再就職徹底調査チーム」と同様の機能を持つ調査体制を常設し、全省庁に対する調査を随時行うことを検討する。

(3) 再就職等規制の周知徹底の強化

職員及び退職予定者に対する再就職等規制の周知は、各省庁においておおむね行われているところであったが、再就職等規制に関する職員の十分な理解が得られるよう、創意工夫を凝らしている省庁の事例も参考にするなど、更なる周知に努めることが必要である。

また、更なる周知徹底を図るため、職員及び退職予定者への周知に加え、現在、多くの省庁で特に何も行われていないＯＢ及び所管法人や関係団体等に対する周知を行う必要がある。

これらに対する周知に関し、内閣人事局が主体的に果たす役割について検討する。

(4) 監視委員会の体制強化

上記(1)から(3)までの対応と合わせ、再就職規制の遵守を徹底する観点から、監視委員会の体制強化について検討を行う必要がある。

(5) 官民人材交流センターの一層の活用

より公正・透明な再就職を通じて、公務部門で培ってきた能力や経験を活用する観点から、官民人材交流センターの一層の活用方策について検討を行う必要がある。

別紙　人事担当者本調査における各省庁別のヒアリング結果

１．内閣官房 48
２．内閣法制局 51
３．人事院 54
４．内閣府 57
５．宮内庁 60
６．公正取引委員会 63
７．警察庁 66
８．金融庁 69
９．消費者庁 72
10. 復興庁 75
11. 総務省（消防庁を除く。） 78
　　総務省（消防庁） 82
12. 法務省（公安調査庁及び検察庁を除く。） 85
　　法務省（公安調査庁） 90
　　法務省（検察庁） 93
13. 外務省 96
14. 財務省（国税庁を除く。） 99
　　財務省（国税庁） 103
15. 文部科学省 106
16. 厚生労働省 109
17. 農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。） 114
　　農林水産省（林野庁） 117
　　農林水産省（水産庁） 120
18. 経済産業省（特許庁を除く。） 123
　　経済産業省（特許庁） 126
19. 国土交通省（気象庁及び海上保安庁を除く。） 129
　　国土交通省（気象庁） 134
　　国土交通省（海上保安庁） 137
20. 環境省（原子力規制庁を除く。） 140
　　環境省（原子力規制庁） 143
21. 防衛省（防衛装備庁及び陸海空幕僚監部を除く。） 146
　　防衛省（防衛装備庁） 150
　　防衛省（陸海空幕僚監部） 153
22. 会計検査院 156

内閣官房の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・過去に１回あったと思うが、定期的には早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・個別の事情を承知していない。 ・定年後に再任用を希望しない職員はそもそも少なく、その状況は個別に異なる。 ・定年後に再任用を希望しない職員には故郷に帰る職員が数名いる。再就職の届出をチェックしたところ、企業に再就職している例も若干ある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・通常、最終官職を官房付にする運用を行っていない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・利害関係がない企業に就職した場合がある。 ・管理職未満の任期付職員については事前の届出を提出している。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・受入れ先で月の初日としていると思うが分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・同一のポストに連続して再就職している例は承知していない。 ・ＯＢが連続して就いている可能性がある法人もあるが、連続している理由は分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現制度導入当時からよく内容を承知している。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって内容を改めて詳細に確認した。 ・文部科学省の事案を受けて利害関係等をもう一度確認した。
6. その他特記事項	―

内閣法制局の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・退職後は、再任用されているか、無職かのどちらかが多いと考える。 ・定年前に退職して自営業になった者や、定年退職後に弁護士になった者がいると聞いている。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	（該当事例がない）

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	（該当事例がない）
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、法案立案段階で法案審査を行い、当時から内容について知った。 ・従前人事を担当していたことから規制について知った。 ・規制の存在自体は知っていたが、現ポスト就任が予想されたころから特に規制を意識した。
6. その他特記事項	―

人事院の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職を勧めることはない。 ・ほとんどの職員が定年まで勤めており、同期採用でも指定職になる者、指定職にまで昇進しない者、専門スタッフ職になる者など様々である。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・退職後にＯＢが声を掛けている例があるようだ。 ・再就職について、組織として把握しようという話ではない。 ・再任用を希望しない者に尋ねることはあるが、立ち入ったことは聞かない。 ・再就職しているかどうか、どこにいるかも分からない例もある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・人事院は平成 19 年の制度改正前までは再就職規制の担当省庁であったため、規制は職員に周知されており、企業等も人事院は規制を知っていると思って求人等の話をしないのではないか。（④について） ・ほとんどが定年退職であるので、退職時期はＯＢも知っているのではないか。（⑦について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・事務総局付としているのは、地方事務局の局長で退職する際に本院に戻して退職させる事例や、他の機関に出向等していた職員を本院に戻して退職させる事例である。 ・地方事務局の規模も小さく、予算も許認可もない。 ・独立行政法人等への現役出向等の場合には利害関係が発生しない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ 離職日から近接した日に再就職してい	・退職後２か月程度で再就職する事例があるが、極めて近接しており改めて確認が必要、とまでは認識していない。

る事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職先の都合か、前任者の任期が関係しているのか、よく分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・再就職の届出を見て、何人かのＯＢが同じ団体の同じポストに再就職していることは承知している。 ・再就職の多い団体はあるが、特定ポストに連続しているかどうか、時期等を含めて連続しているのかどうかも分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・国家公務員法改正時から知っていたが、他省庁から人事院に来て改めて勉強した。 ・人事に携わるポストに就いて詳細を認識した。 ・制度改正に従事しており、当時から詳細を知っていた。
6. その他特記事項	―

内閣府の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・一定の人数に早期退職してもらわないと人事運営に支障があるといったことはない。 ・早期退職に応募するよう職員に求めたことはないし、他の職員が求めたことがあると聞いたこともない。 ・職員が足りないのが現状であり、特に補佐クラスが足りず、辞められると困るのが実情である。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・再就職先をどのようにして見つけているかは分からない。 ・旧経済企画庁のＩ種職員は大学の公募ポストに応募するケースが多い。 ・ＯＢの先輩がＯＢとなった後輩に声を掛けることがあると聞いたことがあるが、あくまでＯＢ同士の話である。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・現役職員やＯＢが大学で教えている例があるところ、大学から、特定の講座を作りたいが適任がおらず困っている、職員を出向させてもらうか、それが難しければＯＢで適任はいないかと問合せを受けたことはある。それに対しては「いません。」と回答した。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・現役職員から情報を得てというものではないが、ＯＢが他のＯＢの面倒を見ているということであれば、再就職等規制が厳しくなっている中で、現役の時に汗をかいてくれた部下が再就職先を見つけるのに苦労していると聞くと心苦しく、自分一人でできることは限られているが再就職の相談に乗っているという話をＯＢから聞いたことがあるが、現役職員に何かしてもらうことはないと言っていた。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答し

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	た者はなかった。
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付になる前のポストをきちんと見てチェックしており、利害関係に当たらないので問題ないと承知している。 ・官房付で退職するケースはまれである。退職が近い年齢になると指定職になっている場合が多いが、どこかのポストには就いてもらっている。例外的に、外部の機関や他省庁に出向していた職員を官房付として担務のないポストに置き、定年退職、というケースは過去にあった。外部の機関や他省庁に出向させたまま退職させることはできないためである。 ・官房付になる前の職と再就職先企業を照らして利害関係を精査した方が良いと思うような再就職先ではなかったように記憶している。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から	・再就職の届出があった場合には、まず離職日と再就職日が近接していないかを確認し、近接している場合には在職中の求職活動の有無や利害関係を確認している。 ・退職者本人は認識がなくても、契約関係にあって利害関係

近接した日に再就職している事情	が生じていたり、兼務などで関係のあるラインに入っていたりするケースがあり得るため、人事課で責任を持って精査している。 ・翌日再就職というケースは、外部から戻ってきて官房付で退職しており、在職中に公募に応募しているため翌年度の当初に採用されているものや、任期付職員が元の出身企業に戻ったものなどである。任期付で来ている職員は、求職規制に抵触しないよう、利害関係のあるラインからは外している。 ・大学の公募ポストには、通常、前年の 11～12 月に再就職が決定すると聞いている。届出があれば人事課でチェックし、問題がないかを最終的に判断する。 ・「官房審議官」は担務が広く、併任ポストを持っている場合もあり、本人に自覚がなくて規制に抵触するおそれがあるため、特に気を付けてチェックしている。
ｂ　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
ｃ　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・なぜ特定のポストにＯＢが連続して再就職するのかは分からない。 ・ＯＢが適任と判断した後輩のＯＢに声を掛けることはあり得るかもしれない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、法施行の前後には既に承知していた。 ・内容を詳細に把握したのは文部科学省の事案を受けてからである。
6. その他特記事項	―

宮内庁の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・承知していない。昔の知り合いやよく知っている間柄を通じて見つけたりしていることはあり得る。 ・実家の家業を継ぐ、退職後に公共職業安定所に通って再就職先を探しているという場合を聞いたことがある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・通常、最終官職を官房付にする運用を行っていない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ 離職日から近接した日に再就職している事情	・退職日の翌日に再就職した全ての例について、再就職先との利害関係がなく、また、事前届出が行われていることを確認していた。 ・退職後に知り合いを通じてリクルート活動を行い再就職した場合があった。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・あまり事例がなく、理由も確認していない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・以前から承知していたが、人事に携わるようになってから内容をより詳しく承知した。 ・以前から承知していたが、文部科学省の事案が発生してから内容をより詳しく承知した。
6. その他特記事項	―

公正取引委員会の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・若干名の募集でありⅠ～Ⅲ種が対象だが、Ⅱ、Ⅲ種はほとんどが定年まで勤める。 ・組織の観点から指定職について辞めていただくことが必要となる場合があり、「後進に譲ってほしい」、「退職金が割増しになる」等を伝えているが、退職後のポストの保障や早期退職の強要はできないため、説得できない場合もある。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・個別の状況は分からない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・再就職したＯＢから再就職先を定年になるので後任を探してほしいとの依頼を受けたことがあったが断っている。（⑦について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・最終赴任地が地方事務所長の者を官房付とした場合がある。再就職先と地方事務所長との関係において利害関係はないことを確認していた。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・退職翌日の再就職は人事課で理由を聴取しており、国家公務員法改正の前に約束した場合、公募に応じて在職中に約束した場合等であった。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・ＯＢが連続して就いている可能性がある法人もある。専門の知識が必要な人材を身近で探した結果、再就職先を退職したいときに他のＯＢに声を掛けた結果などが考えられるが、理由は分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・研修等を受講したことにより従前から知っていた。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって内容を詳しく理解した。
6. その他特記事項	―

警察庁の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 （関東管区警察局管理職員） ・早期退職募集を実施していない。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・本庁管理の警察官については、人事課が募集を行うが、応募が募集人数に足りなくても、応募をもとに人事を行う。応募を勧めることはない。配置ポストによって、これが最後の官職だと本人も認識するので、自然と早期退職に応募してくる。本人に対し説得、説明する必要は生じない。早期退職といっても 58～59 歳が多く、残り１～２年。事情により都道府県警への出向が困難な場合は、専門スタッフ職への配置を行う。 ・管区警察局長は危機管理対応のため東京に戻れる機会が少なく、家族への負担も大きいことが、早期退職を促している可能性はある。管区警察局長に就任しても、退職せずに他の管区局長に異動する例や、他のポストに異動する例もある。 ・情報通信部門についても、人事課が上記同様に募集を行うが、定年まで勤務する者が多い。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・ＯＢが声を掛けているかについて噂では聞いても、それ以上は分からない。 ・再就職まで半年程度要する場合もあるが、希望しているのに全く再就職できないケースは少ない。 ・一定の専門性があり知られている者は、自然と企業から声が掛かっているようだ。 ・先輩の紹介や、企業から声が掛かったりなど人それぞれではないか。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員や	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・再就職規制の団体への周知は難しいが、先輩が断り続けた結果として依頼されなくなったのかもしれない。（④について） ・ＯＢなら、職員のポストを見れば、その者の退職が近いかどうかが分かるので、聞く必要もない。（⑦について）

ＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・警察庁には、先輩の努力の蓄積と、厳しく自らを律するという組織風土があるのかもしれない。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付での退職者については、再就職状況の届出資料に、官房付の直前の官職を記載している。他省庁、管区局長、県警などの例が多い。 ・利害関係がないかどうかは常日頃から、決裁時によく確認している。利害関係はないと思う。 ・届出者の経歴を見て、利害関係の有無（許認可の有無や契約の決裁ラインかどうか）を確認している。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・関係のある法人の場合は、法人側が、いつ定年退職になるか、本人の人柄なども分かっていることから、短期間で採用を決めることができるのではないか。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・６月１日の再就職については、団体は理事会が６月が多く、６月に採用して理事会までは団体の手伝いをしているのではないか。 ・定年退職の場合、ＯＢは退職時期が分かるので、退職後に声を掛けるのではないか。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・法人の中には公募の結果のケースがあると承知している。 ・総理任命のポストで該当があるが、業務内容からも警察庁からの再就職者が多いのではないか。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、改正時にも関心を持っていたが、人事に携わるポストについて改めて説明を聞くなどにより内容を確認した。
6. その他特記事項	―

金融庁の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・ほとんどの職員は早期退職に応募することなく定年退職まで勤務する。 ・今は再就職の保障は全くできないので、早期に退職して欲しいと職員に求めたことはないし、他の職員がそのようなことをしたと聞いたこともない。応募がないならば仕方がない。 ・幹部職員に対しては、個別に早期退職の意向を確認することがある。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・金融庁の職員は専門性があり、仕事も民間との距離が近く、再就職先を考えてあげる必要がない。しかるべき能力があれば、退職した後に自分で再就職先を見つけるのは困らない。 ・退職後の挨拶回りの過程で再就職の話になって求人情報を知り、再就職につながることがある。また、辞めたという報道を見た企業から声が掛かることもあるのだろう。 ・元々民間企業で勤務していた人は、民間企業の知り合いから情報を得て再就職すると聞いたことがある。他の者も業務上で付き合いがあるので、その中で見つけるのではないか。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・数年前にＯＢから求められたことが何回かあったが、こうした人たちは昔のルールしか頭になく、できないことだと分かっていなかったようで、規制内容を説明するだけで終わった。（①について） ・数年前に、再就職しているＯＢからその人の後任選定の依頼をされたことがあるが、規制内容を知らなかったようで、現行の規制を説明して終わった。（④について） ・現在のポストに着任する前、金融関係の知識が役立つため、金融庁で勤務した経験のある人が来てくれると助かるという話を聞き及んだことはあるが、具体的な話ではなかった。（④について）

依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・旧大蔵省と組織を分離して金融庁となってからは、業界側に再就職したＯＢとの関係は疎遠になって、現在では距離感があるという印象である。（⑨について）
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・「付」にするケースは、財務省や他省庁への出向者が退職時に金融庁に戻る場合だと思う。

② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・民間出身の者で、定年後の挨拶回りでオファーがあったという場合や、弁護士になった者、知人の勧めを契機に応募といった場合がある。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職の経緯等は、分からない。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・国会同意人事のポストで該当があるが、反社会勢力対策に関し知見のある人が就いている。他についての再就職の経緯等は分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制ができた際に人事担当であったことや庁内の倫理講話を通じて規制について知った。
6. その他特記事項	―

消費者庁の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・早期退職を実施しておらず、消費者庁採用の者の定年もだいぶ先なので該当者がいない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・任期付職員から消費者庁からの推薦状を書いてほしい旨相談を受けることがあるが、断っている。（①について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・通常、最終官職を付にする運用を行っていない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・元の所属大学に戻ることを前提として、大学からきた場合があった。 ・利害関係企業への再就職として、過去に違反認定を受けた場合があった。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情を承知していない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・ＯＢは任期付職員のみで消費者庁採用の者のＯＢがおらず、事例はない。
5. 再就職規制に関する認識	・概要は承知していたが、現在のポストに就任して人事に携わるようになって詳しく内容を理解した。
6. その他特記事項	―

復興庁の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・復興庁の常勤職員は他省庁からの出向者で構成されており、出向者が退職する際は出向元に戻る。復興庁で退職する常勤職員は事務次官のみであるが、再就職の経緯は分からない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・自分で作った会社に再就職したと聞いたような記憶がある。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	（該当事例がない）
5. 再就職規制に関する認識	・人事を担当していたことがあるので、そのときから承知している。 ・制度改正時に具体的に知った。
6. その他特記事項	ー

総務省（消防庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ （旧総務庁系） ・総合職、一般職を問わず応募する職員はほとんどいない。 ・総合職においても定年退職が多く、専門スタッフ職として勤務を続ける場合がある。 ・早期退職を職員に勧めたことはない。 （旧自治省系） ・課長級の応募は自己の都合だが、指定職については早期退職について声掛けをすることはある。退職後の保障や早期退職の強要はできないが、指定職の在職期間、省内ポストの現状、退職金の割増を伝えながら、早期退職を促している。辞める側も制度が変わっていることは承知しており、その後について相談したり聞いたりする者はいない。 （旧郵政省系事務官） ・局長クラスに対して後進に道を譲るという話をする、局長より下のクラスであっても本省指定職であれば同様の話をする可能性はある。 （旧郵政省系技官） ・一定の役職の者は各人がしかるべき年齢までと感じて応募してくる。 （関東総合通信局） ・定年前に個別に働きかけることはしない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・自分の力で探しているのではないかと思うが、個別には承知していない。 ・再就職等監視委員会の依頼で確認した事例では、離職後に先輩ＯＢから紹介を受けたとのことである。 ・業務的に密接に関連する公益法人にＯＢが就任していて、そのＯＢが退職した者に声掛けすることはあり得るが、個別には承知していない。 ・電波の専門職の資格をいかすため業界の団体に再就職することが多い。離職後にＯＢがいるところをあちこち挨拶にいって探していると思うが、個別には承知していない。
3. 再就職規制の遵守状況	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことが

① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分な	あると回答した者はなかった。 ・世間話的に「いい人いませんか」といった話が出たことはあるが断っている。ＯＢから自分の後任を探しとほしいといったつぶやきも聞かされたことはあるが、関与できないと断っている。（④について） ・制度改正前に退職したＯＢから、職員やＯＢの紹介を依頼されたことがあったが断った。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

どに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・特命事項を担当するためしばらく官房付となる、出向者が総務省で退職するために官房付となる場合がある。前職との利害関係についてチェックしている。 ・地方公共団体や公的団体への現役出向から総務省に戻ってきて官房付としている場合がある。前職と利害関係が疑われる企業に再就職している例はなかった。 ・官房付で退職する者は何人かいる。大半は独立行政法人等から戻って退職する場合で再就職先との利害関係はない。研究開発法人に出向していた者については、東京に戻って退職させるため局付とした場合がある。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・非管理職である専門スタッフ職に在職中に就職活動を行い、再就職の約束の届出を任命権者に対して行っていたが、再就職の約束をする前に、管理職を経験した者でもあったことから、離職後に届出を内閣総理大臣に通知した者がいた。なお、この者が再就職の約束をした時点で就いていた専門スタッフ職と再就職先との間に利害関係はなかった。 ・法施行前に再就職が決まっており、法施行後に離職翌日の再就職となった場合、再就職先に現役出向しており、一旦役所に戻って再就職した場合、官民人材交流センターを活用した場合があった。平成 26 年８月公表の違反事例を受け、離職後１か月以内の再就職は届出時に求職活動の有無、利害関係等について厳しくチェックしている。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・４月１日や 10 月１日などの切りのいい日である。個別の企業等の事情でそうなっていると思うが、理由は分からない。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・該当するポストはあるが、大臣任命ポストである。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制の施行の際に人事担当であったので制度導入当時からよく内容を承知している。 ・公務員制度に関心が高かったので制度導入当時からよく内容を承知している。

	・国家公務員法改正時から知っていたが、現在のポストに就任して人事担当となって詳しく確認をした。
6. その他特記事項	ー

総務省（消防庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・応募者は極めて少ない。 ・早期退職募集への応募を勧めることはしていない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・自分の研究成果を民間でも活用できる、各種検査を行う団体では技官の経験がいかせる、などから再就職をしている場合を聞いている。 ・消防は狭い世界であり、消防技官は専門知識をもっているので、団体から声を掛けられたり、退職後しばらくして先輩に相談したりして再就職していると思われるが、個別には承知していない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・通常、最終官職を付にする運用を行っていない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ 離職日から近接した日に再就職してい	・研究成果をいかす場として自分で探した場合、官民人材交流センターの援助を受けた場合があった。これまで、利害関係のあるところに再就職していない。

る事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情を承知していない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別の事情を承知していない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際に人事担当であったこともあり、当時から内容を承知している。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって内容を改めて認識した。
6. その他特記事項	―

法務省（公安調査庁及び検察庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・定年まで勤務することが普通であり、早期退職募集に応募する人は家庭の事情等の個人的な事情が多い。 ・幹部ポストにある検事の一部を除き、当局から早期に退職するよう働きかけることはしない。 ・原則として定年まで勤めることを前提に人事を組んでいる。一定の人数に早く辞めてもらわないと困ることはなく、早期退職してほしいというニーズもない。 ・事務官については、本省各局で退職する人は少ない。 ・検事で幹部ポストにある者のうち一部については、早期の退職に応じないと組織の中の別の同等のポストに異動させなければならないが、たいがいの人は応じている。 ・検事で幹部ポストにある者のうち一部に早期の退職を勧めることはあるが、退職後のことに言及することはない。 （東京法務局） ・法務局事務官は司法書士や土地家屋調査士の認定資格が得られることから、他局と比べて早期退職者が比較的多いと思う。 ・欠員補充などの人事計画を立てる上で早期退職の見込み数を把握する必要があり、あらかじめ所属長によるヒアリングや希望調書で確認しているが、当局から早期退職募集への応募を勧めるということは一切ない。 ・早期退職の応募があれば、基本的に全員を認めており、これまで早期退職が認められなかった人は一人もいない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・検事は法曹資格を有しているので、弁護士、公証人、法科大学院教授になる人が多い。 ・民間企業の再就職先として社外取締役などは聞いたことがある。一般に、民間企業に再就職する場合は弁護士登録をしているのだと思う。法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律に基づき、現職検事を法科大学院に派遣していることから、派遣していないそれ以外の法科大学院から実務家教員のニーズがＯＢに対してあるのではないか。 ・矯正管区長でも半数は再任用を希望しており、定年後再任

	用を希望する者は多い。地方で辞める職員が多いが、刑務官を雇ってくれるところは少ないのか、現場では再就職をほとんど見ない。職員がお金を出し合って運営費を賄っている互助会のような法人にＯＢが多く再就職しているが、当該法人で後任を探したりしているのではないか。 ・更生保護分野の職員の再就職先としては更生保護施設が多い。更生保護施設は一般的に経営が難しく待遇も良くないため、なり手がなく常にいい人を探している状況であるが、地元で地域の役に立ちたいという思いから施設に再就職する人が多い。職員が退職することは業務上のかかわりがある施設側には分かるので、退職後に話が来ることはあると思う。更生保護施設の経営の認可権は、法律上、法務大臣から地方更生保護委員会に委任されており、立場によっては利害関係が生じ得ることから、再就職先との利害関係の有無はチェックしている。 ・入国管理分野の職員については、公益法人への再就職の届出が多い。基本的には当該公益法人に勤めている人から退職後に声を掛けられているという認識である。 ・法務局の職員については、ほとんどが再任用を希望しており、再任用を希望しない人は、自分で応募する公証人、司法書士や土地家屋調査士といった資格職、裁判所の調停員、法務局非常勤の相談員（登記、供託等の相談対応）になっている人が多い。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・法務局ＯＢで営利企業や非営利法人に再就職している人はほとんどいない。司法書士や土地家屋調査士は資格職であるし、調停員は裁判所で面接・試験があると思われるので、介入する余地はない。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付で退職させるといった慣例はない。 ・ただし、退職出向していた職員の後任者が就かないとなったところ、出向先の法人からそれなら残ってほしいと要請があり、結局定年直前まで出向先にいることになった者が法務局付として定年退職し、出向先に再任用として再就職した事例があった。
② 特定の類型の再就職に関する事情	・個別の事情は分からない。 ・現行規制の施行日である平成 20 年 12 月 31 日より前に再就職の約束をしていたが、施行前なので届出の対象外となっ

a　離職日から近接した日に再就職している事情	た事例があった。 ・弁護士であれば自営業であり、離職日の翌日に再就職ということもあるのではないか。 ・現職中に兼業許可をとって大学の非常勤として教えていて、退職した後には、兼業先の大学の非常勤としてそのまま再就職先になったという事例があった。 ・法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律により派遣されていた者が退官後にそのままそこに再就職した場合があったかもしれない。 ・法人の公募に応募して採用された事例又は法人にいるＯＢから声を掛けられて採用された事例があったと聞いたことがある。 ・心理職で採用された職員が大学に再就職することは多く、臨床で経験を積んで、次は学問的に研究をするために大学に行っているのだろう。 ・任期付で採用されている者は、キャリアアップのためという人が多く、戻る先等も考えて手を挙げてきているのではないか。
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・大臣任命ポストで該当があるが、法律に関する知見を持っているということで検事が就いているものと承知している。 ・職員がお金を出し合って運営費を賄っている互助会のような法人を含めて、連続してＯＢが再就職している法人は、その仕事の内容から専門的な知識のある法務省の人材が就いているのではないか。
5.　再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制が導入されたことについて、全ての職員が、法施行の前後には人事当局からの周知や報道等により認識していた。 ・規制の具体的な内容について、法施行後間もない時期に退職予定者に説明する立場であったのでよく内容を承知している。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって詳しい内容を知った。 ・今回の文部科学省事案を受けて資料を見返した。

6. その他特記事項	ー

法務省（公安調査庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・よく分からないが、基本的には、自分で見つけてくる例や、先輩が自分の後任に引っ張る例があるのではないか。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・事後的に届出があったことにより経緯を知った事案として、当初、在職中に採用面接を予定していたが、東日本大震災により、退職後の採用面接となったところ、再就職先の配慮で４月１日から働いたということにしましょうという話になったとの事例を聞いたことがあるが、もし在職中に面接を受けて就職の約束をしていれば、３月中に届出を出していたのだろうと思われる。その他は個別の事情は分からない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	（該当事例がない）
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度導入時に報道で内容を承知した。
6. その他特記事項	―

法務省（検察庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・検察事務官は、事務局長も含め定年まで勤める者が多いため、応募してくれないと困るという感覚はない。 ・早期退職への応募は任意のものであり、職員に早期退職を求めることはない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・再就職の経緯は分からない。 ・事務局長経験者では、試験を受けて公証人になったり、裁判所の調停員、保護司をする者がいるが、それほど多くはない。 ・一般の職員は、ほとんどが再任用であるが、地方において、家業を継いだり、農業を営んだり、土地や家を貸しているなどの例を聞いたことがある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ 離職日から近接した日に再就職してい	・再就職した経緯は、分からない。

る事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・再就職した経緯は、分からない。
5.　再就職規制に関する認識	・現行制度導入時に人事担当課に在職していたため知った。 ・現行制度導入時に周知メール等で内容を承知した。
6.　その他特記事項	ー

外務省の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・当省では早期退職募集により退職する者は非常に少ない。在外公館で10年間勤務すれば定年は60歳ではなく63歳となる上に、かなりの割合の人が特別職となり、更に在外公館もあるため、63歳まで働き続けることができる。事情があって早期退職する人もいるが、年に数人程度である。 ・応募がなければ、それで話は終わりである。基本的にどの職員も定年まで働いている。早期退職募集で何人辞めてもらう、といった発想は実態として存在しない。 ・辞めてほしいという考えはなく、定員事情が厳しい中、辞められるとしばらく補充できないことから、定年まで働いてほしい。途中で辞められるのは痛手である。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・定年退職後は個人の問題であり、関心を持つこともない。 ・再就職したいという人は、個々人で情報収集しているのかもしれない。ＯＢ同士やその他の知人の紹介等ではないか。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・現職に就く前に、自分よりはるかに年上のＯＢと何かの場で雑談した際に、再就職先としてどこか知りませんかと言われ、職員があっせんすることは違法である旨説明したことはある。（①について） ・現役の職員が出向や兼業により大学で国際法等について教えたり、ＯＢが再就職して教える例があるところ、大学から、現役職員で国際法について教えられる者がいないか尋ねられ、現役職員が難しければＯＢはどうかとも尋ねられたが、紹介できないと断ったことがある。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、

の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付で退職させるといった慣例はない。 ・ただし、早期退職者等について一旦帰朝した後に官房付とする場合等があるが、特殊な事例である。
② 特定の類型の再就職に関する事情	・再就職の経緯は分からない。

a　離職日から近接した日に再就職している事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・再就職の経緯は分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度導入時の報道や周知により内容を承知した。
6. その他特記事項	・文部科学省が外務省ＯＢを東京外国語大学にあっせんしていたとの疑いについて、大臣から指示を受けて、省内で調査を行っている。（ヒアリング当時）

財務省（国税庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・本省においては、早期退職者は比較的少ない。 ・本省幹部職員を除き、職員に対して当局から早期退職を求めたり、勧めることはない。 ・早期退職に関して、本省局長に個別に声を掛けることがある。局長人事は閣議決定事項であり、本人も納得して辞めている。本人も自分の辞め時はだいたい分かっていると思う。 （近畿財務局） ・管理職等は、１年半ないし２年半残して、一斉の定期異動日である７月で辞める者がほとんどである。 ・管理職等で定年まで勤めることはほとんどないが、仮に定年まで勤務する希望があれば、希望に合わせて人事案を検討する。 （関東・近畿財務局） ・管理職等以外の職員のほとんどが定年退職であり、定年後は再任用が多い。早期退職する者の理由については、家族の介護等の個人的な事情である。 ・職員に対して当局から早期退職を求めたり、勧めることはない。 （大阪・神戸税関） ・管理職等は、７月の人事異動に合わせて辞める者が多い。管理職等になれば後進に道を譲るという慣例が続いている。管理職等が３月に定年退職する場合、７月の定期異動までの３か月間はそのポストが空白になる可能性があり、また、次に管理職等に上がるはずの職員が１年待つことになる。後輩を待たせることや組織としてポストを空白にするのは良くないと思っているのではないか。 ・管理職等以外は、多くが３月末に定年退職し、そのうちの多くが再任用を希望している。 （東京・大阪・神戸税関） ・職員に対して当局から早期退職を求めたり、勧めることはない。
2. 早期退職した	・前任であった先輩が声を掛けてきて、先輩がいるところに

者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	再就職したということはあった。声掛けの場面としては、退職の挨拶に行った際というのは聞いたことがある。 ・知り合いから自分の会社を手伝ってほしいと頼まれたり、ＯＢの先輩から声を掛けられて再就職したと聞いたことはある。 ・現役時代から民間を含め顔の広い人もいて、かなりの数の企業から顧問になってくれと声が掛かるが、一人ではやりきれないので同期や後輩を紹介する人がいると聞いたことがある。 ・再就職の届出があった事例では、官民人材交流センターの援助を受けた者や、民間からの出向者が元の職場に戻った事例がある。 ・本人が努力して再就職先を見つけていると思う。こちらから聞くことはない。ＯＢとの関係はドライになっている。 ・税関の業務から得られる経験・知識が生かせる貿易関係が多いのではないか。税関職員の専門的知識に対する企業からのニーズは高い。企業が専門的知識を持つ社員を育成するにはコストが掛かるし、また、企業コンプライアンス等の指導役としても税関職員の需要が多いのではないか。また、税関職員の業務は通関士を指導できなければ務まらないので、再就職先においても指導役を期待されるのかもしれない。 ・税関のＯＢの再就職の経緯について何件か確認したところ、公募に応募した、企業等に再就職しているＯＢに自分で電話したといったものであり、問題があるものはなかった。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・平成 21 年ころに、「再就職先の紹介について聞かれたがどのように答えたらよいか」と相談されたことはある。「紹介することはできない」と伝えるよう指示したが、制度改正の間もない時期であり、ＯＢや職員に理解してもらえるよう、様々な周知をした。（①について） ・65 歳過ぎぐらいのＯＢから過去に２～３回、秘書課に再就職先を紹介してもらうことはまだできるのかと聞かれたことはあるが、現行の再就職規制はこういうものなので紹介できないと話したことがある。（①について） ・国際金融関係の経験があり英語を話せるＯＢを紹介してほしいと依頼を受けたことがあるが、今はできないことを説

依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	明し、断ったことがある。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・退職直前に他省や特殊法人等に出向していた者については、一旦「官房付」にして辞めることはある。 ・国際機関等への派遣職員であれば、元々「官房付」として派遣されており、そのまま辞めることもある。 ・ある地方局出身の職員が違う地方局で退職を迎えようとする場合、出身の地方局の付として出身地に戻した上で退職させる場合がある。また、本省採用の者なども本省の「官房付」や「〇〇局付」にする場合がある。 ・退職の際に一時的に官房付にするものであり、期間は短

	く、多くは官房付となったその日に退職しており、退職時の官職を隠すといった意図は全くない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・一般的に比較的早くから動いて、時間が掛からず再就職先が見つかっている状況と聞いている。離職日と再就職日の間があまりに短いと確認することになっているようであるが、そういった案件の報告は受けていない。 ・個々の事情は分からないが、高い専門的知識・経験へのニーズ、公募、採用試験、先輩ＯＢや親戚の紹介といった事例を聞いたことがある。 ・再就職先の企業の要望もあって相談して決めているのではないか。 ・届出義務の対象にならない出向先で約束をして再就職をしたケースや、出向先の国際機関で定年退職日を迎え、そのまま継続しているケースが考えられるのではないか。 ・官民交流か任期付職員として採用されるに当たって、あらかじめ出身元企業に戻る約束をしていた者がいた記憶がある。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情は分からないが、再就職日はそれぞれの退職者と再就職先の間で決まるものである。 ・異動日が決まっている組織は連動して退職日がそろうため、再就職日がある程度同じ日となるのも不自然なことではないのではないか。企業・法人の側から見れば、経験則的に役所の側においてどの時期にどういう異動があると分かっていることが多いと思うので、退職者や退職日の予測が立てられる場合もあるのではないか。 ・再就職日が１日となるのは、給与や保険等の諸手続において、都合良いからではないか。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・公益法人については公募するという形に変わっており、ＯＢが続いたとしても新制度の下で適切に行われていると思っている。 ・財務大臣が任命に関わっているものについては、業務に精通するしかるべき人や業務にふさわしい人材を集めているのではないか。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際にも人事担当であったことから、制度導入当時からよく内容を承知している。 ・内容を詳細に把握したのは現職の引継ぎ時ないし着任後である。
6. その他特記事項	－

財務省（国税庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職者はごく一部（幹部職員）であり、定年退職が基本である。 ・募集を掛けて応募してきたものに対応するものであり、応募するよう職員に声掛けすることはなく、どれくらいの人数に応募してほしいという考えもない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・税理士になる人が多いと推測するが、それ以外の人がどのように再就職先を見つけているかは全く分からない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・本庁採用の者が地方から戻って来る場合や、国税局採用の者で辞める時に出身局にいない場合は、一旦官房付にすると思う。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・個別の事情は分からない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・税理士業で再就職日が一致しているのは、税理士会の登録審査が月１回となっていることによるのではないか。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・法人と再就職した方の話なので分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度導入時に内容を承知した。 ・公務員として業務に携わる中で内容を承知した。
6. その他特記事項	―

文部科学省の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ （旧文部省系） （ヒアリング対象者が着任後間もなかったため不明） （旧科学技術庁系） ・応募を勧めることはない。応募が少ない場合でも何もしない。 ・応募は少ない。最近は定年まで勤める者が多い。 ・対象となる職員の目星をつけることはない。 ・ラインに残れない者は、専門スタッフ職や現役出向で対応している。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・嶋貫氏が文部科学省退官後にＯＢの再就職先の紹介等を行っていることは、噂としては聞いていた。 ・業務を通じて得た人脈や、役所の先輩などのつてをたどったり、役所の業務と関係のないところに就職活動をしているのではないか。先輩後輩関係にある者も多いので先輩が心配してくれることはあると思う。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した職員はなかった。 ・職務以外で、知人のＯＢが嶋貫氏のところに行ったという話を聞いたことはある。（①について） ・世間話の一環として、再就職が厳しいという話をする者もいるが、再就職先を求めるという話ではない。（①について） ・世間話として、ＯＢ側から「３月末で退職」等と聞いたことはあるが、自分から聞いたことはない。嶋貫氏のことは噂で聞いていたが、それ以外は聞いたことはない。（⑤について） ・再就職先に随分長くいる者に、世間の疑惑を招くとの思いから、まだいるのかと尋ねたことはあるが、辞職を促したわけではない。（⑤について） ・そもそも求人情報が入ってこない。（⑥について） ・左記の⑧のような事例について、公表された嶋貫氏の事案

企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	以外について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・個人的に先輩を頼る場合はあろうかと思うが、嶋貫氏のケースも公表後に初めて知ったところであり、氏のケース以外は知らない。（⑧について） ・旧科学技術庁出身のＯＢは面倒見が悪いと言われている。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・国立大学や独立行政法人に出向し、本省に戻して退職する場合に官房付等としている。 ・内部部局から付となり退官という事例は聞いたことがない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から	・国立大学や独立行政法人に出向中に就職活動をして、本省で退職、翌日再就職の事例が多いのではないか。

近接した日に再就職している事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・５月１日や６月１日が多いのは、出向中に再就職が決まっていて、法人側の手続等の時間と切りのいい日付という可能性や、慣行や横並びの可能性が考えられる。 ・嶋貫氏の関与の有無等は分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・本省での教育行政経験がいかせる法人については、ＯＢが後輩に声を掛けている可能性がある。 ・ＯＢの再就職が多い法人があることは承知しているが、代々続いているのか、同じポストかどうかは分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・法制定時に人事関係の仕事をしており当時から知っていた。 ・人事関係の仕事に就いたタイミングで知った。
6. その他特記事項	―

厚生労働省の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ （旧厚生省Ⅰ種（総合職）事務系） ・応募者が少なくても特に何もしない。 ・人事の公表の少し前に、幹部ポストに就けない者には、次は同等のポスト（幹部ポスト）はないこと、定年まで勤務の希望があれば同等ポストではないが処遇可能なこと、早期退職募集制度、退職手当、再就職規制制度、先輩の例からは再就職できるのではないか等説明している。 （旧厚生省一般職事務官（医療・保険系（医政局））） ・定年退職と早期退職は半々程度。職員の家庭事情を参照しながら勇退を促すことはある。自分も先輩の勇退のおかげで昇進しているので拒否しない。 （旧厚生省一般職事務官（福祉系（旧社会局））） ・管理職を２つ務めたら、後輩のため早期退職するのが暗黙のルールとなっている。人事担当者との会話の中でルールを改めて認識し、自然と辞めていく。本省業務はきつく、長くは勤務できないという者もいる。応募しない場合にはポストの関係上地方や施設での勤務となり、家族に負担となることから退職する者もいる。 （旧労働省Ⅰ種（総合職）事務系） ・応募者が少なくても特に何もしない。 ・人事の公表の少し前に、幹部ポストに就けない者にはその旨話す。その際早期退職募集の話もしている。 （その他） ・応募を勧めることはなく、応募が少なくとも特に何もしない。 ・早期退職せずに、定年まで勤務する者が多い。 ・一定程度昇進すると、その後のポストがないことから、後輩のため勇退する者もいる。 ・生活を楽しむ等の理由で早期退職募集に応募する者もおり、そういう者は再就職もしない。 （北海道労働局） ・応募を勧めることはなく、希望者も少ない。 （東京労働局） ・応募が多く、省全体で年齢が高い者から認定されるため、

	希望しても認定されないことも多い。 ・健康上の理由、仕事に疲れたといった理由で応募し認定されている。再就職しないことを確認している。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・退職後に挨拶回りをしている過程でＯＢから声が掛かるという話もよく聞く。 ・ＯＢが再就職先を辞するに当たり後輩を推薦するのではないか。 ・幹部人事は報道されるので、ＯＢも退職者を把握できる。 ・退職後に、ＯＢから、公募に応募しないかと声が掛かると聞いたことがある。逆に言えば、声が掛からないと公募している団体を見つけるのも難しいかもしれない。 ・自分の得手不得手、現役時代の到達点（ポスト）、同時期の退職者の動向から自分の再就職先を考えるのではないか。 ・営利、非営利問わず、様々なところに再就職している。旧厚生分野は、行政の分野が大変広く、民間企業などもこの分野に進出しているので、人材の需要があるのではないか。 ・現役中に自治体や研究機関と職務上の付き合いがあった者が、退職後に誘われて副市長や大学教員、ＮＰＯ職員等になることもあるのではないか。 ・新聞やハローワークで探していると推測。建築、電気、機械設備等の専門性があるので資格をいかして開業したり再就職しているのではないか。 ・民間病院の事務長など。ＯＢや、現職時代の医師や地域医療機関の事務職との人脈もあるのではないか。国立病院の事務部長の経験は、民間の医療機関でも大いに役立つ。 ・退職しＯＢに挨拶に行って、そのＯＢが辞めたことや後任を募集していることを聞くこともあるのではないか。事務局長等の団体の枢要ポストでも、介護等の事情で急きょ辞める場合もあると聞く。 ・退職後にやりたいことがある、またはゆっくりしたいという者もある程度いる。困っている者はあまりいないのではないか。また、地元に戻る、家業を継ぐ、兼業農家が専業化するという例もあるようだ。 ・大学院で勉強したり、資格を取りたいという者もいる。 ・ボランティア活動などをする中で再就職先を見つけることもあるのではないか。 ・課長級は定年までの勤務が前提、再任用希望者もいる。 ・再任用される者が多いので、特に意識していない。

3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせ	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・再就職先が決まらないという相談を受けたことはない。仮に他の職員が受けても、紹介はできないと答えていると思う。（①について） ・再就職先の紹介依頼は、ＯＢからはたまにあるが、一切答えていない。職員からはない。（①について） ・具体的にポストと人を結びつけることはないが、この団体はこういう業務をしていると職員等に話すことはある。（①について） ・退職後の身の振り方の相談を受けたり、冗談ぽく言われることはあるが、再就職先の紹介はしていないので自力で探すように言っている。（①について） ・法人等からの職員を紹介して欲しい旨の依頼はままあるが、ルールを説明してできないと回答している。（④について） ・法人等の経営側から、ポストが空いたら役所の職員に候補者がいないか聞きたいかもしれない。そういう場合ＯＢに尋ねることはあるかもしれないが、現役の人事担当者には尋ねない。（④について） ・法人等は、知見を有する者を採用したい場合には、ＨＰで公募したり、法人等で自ら探すのではないか。（④について） ・制度改正前は、ＯＢから後任の紹介依頼があったようだが、今は断っている。ＯＢの再就職は現職は関与しないので、必要ならＯＢ自らでやってくれと考えている。（④について） ・ＯＢから、自分の所属法人に来てくれる退職予定職員がいないかと問われたが、すでに再任用が決まっていたため、いないと言って断った。（④について） ・個人的な友人から労働関係に詳しい人を採用したいとの紹介依頼があったが、断った。（④について） ・職員の紹介を求められることは、規制があるからできないということもあれば、言いそびれて聞き置く場合もあるが、後者の場合も再度求められればできないと回答している。（④について） ・行政遂行上、関連法人にＯＢがいることは必ずしもよくない。ＯＢの再就職先での任期切れの際に、次は民間人が就任するよう求めたこともある。（⑤について）

ん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	・新年会等の場でＯＢ側から再就職先の退職予定を言ってくることはあるが、自分から聞くことはない。ＯＢ側から言ってきた場合でも後任探しという話にはならない。（⑤について） ・古いＯＢの中には、退職予定者を聞いてくる者もあるが、分からないと回答。問い合わせる者の中には自分の後任探し目的の者もいるかもしれない。（⑦について） ・管理職人事は公表されており、ＯＢも退職予定者がだいたい分かる。ＯＢから聞かれて「そろそろかもしれない」程度の回答はするかもしれない。（⑦について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・ＯＢからの紹介で再就職したという話は聞くが、特定のＯＢが多数紹介しているということはないと思う。ＯＢによるマッチングは聞かない。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・ＯＢが再就職先の企業の社長等の新年挨拶回りの先導をしているのを見たことはあるが、それがメリットなのかどうかは分からない。（⑨について） ・団体窓口とのやりとりがこじれた場合に状況を尋ねられたり、許認可等の進捗状況を聞かれ、状況を説明することはあるが、結論が変わるなど働きかけに類するものではない。（⑨について）
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付で退職しているのは、多くは独立行政法人にいた者である。 ・本省以外のポスト（地方、各種研究所、検疫所等）で退職する場合において、本省に戻して官房付等とする場合と最終官職で退職する場合があり、様々である。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から	・再就職先側が、具体の退職予定者の目星をつけているのではないか。特に地方は世界が狭いので退職予定者も分かりやすいのではないか。 ・定年退職者を継続的に採用したいのであれば、３月 31 日退

近接した日に再就職している事情	職者を５月１日採用するのが慣例になっているのではないか。 ・業務知識の習得等の観点で特に困らない分野の団体には、離職後短期間での再就職が可能ではないか。
ｂ　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職先と本人の都合ではないか。 ・切りがいいのは各月の１日ではないか。 ・退職者数が多いので、その中で同一日の再就職者がいるということではないか。同じ日付というだけで問題があると推測されるとは思わない。 ・６月１日や７月１日は団体の総会の時期との関係で人事が行われるのが通例なのではないか。 ・ポストの任期との関係ではないか。
ｃ　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別事情は分からない。 ・団体役員は、公募を行うことが多いのではないか。 ・試験を行う団体は、省庁出身者に就いて欲しいという希望があるかもしれない。 ・最新の行政情報（規制等）を有している、役所とのやり取りにたけているという点でＯＢが求められるのではないか。 ・ＯＢが再就職先を辞めるに当たり、迷惑を掛けたくないとの思いや専門性の観点から、自分の後任に後輩を探すことがあるのではないか。 ・団体が、専門的な知識を有し即戦力となる者を求めていると思われ、結果的に多くの者が再就職している例はある。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際にも人事担当や制度の立案に関与する立場であったことから、制度導入当時からよく内容を承知していた。 ・制度導入時から制度の概要は知っていたが、人事担当のポストに就任してから改めて説明を聞いたり資料を読むなどして理解を深めた。
6. その他特記事項	―

農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・今は退職する年齢が 59 歳や定年になっており、そのような状況下で、自分にこの先があるかどうかについて自分で判断して応募してくる。 ・早期退職の意向がある者は、突然退職すると人事担当者が困るだろうとの考えから募集より以前に申し出てくる。人事担当者側から促すことはない。 ・指定職については、局長に就けないとなると次の異動先は無いということになり、指定職に上がれない者は、その手前で専門スタッフ職に異動するかどうかとなる。 ・先輩を見ているとあがりのポストがある。また、最終ポストとされるところに就いている者は自分が辞めないと下が上がれないと考える。 ・指定職については、人事評価の面接など１対１で話すときに、早期退職に応じてもらえるような雰囲気づくりをしている。 （関東農政局） ・Ⅱ・Ⅲ種等採用の部長や退職間近の職員が応募している。 （東海農政局） ・部長級の応募がある。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・再就職の届出をチェックする立場として知ったところでは、ＯＢが退職した職員に自分の後任として声掛けをしている、退職者がＯＢに退職の挨拶に行った際に声掛けがあるとのことである。ＯＢ同士でこういう人がいると紹介していることもある。 ・農業技術分野に取り組んでいる民間は少ないのでエキスパートとして再就職している。 ・退職後に再就職先から連絡があり、面接を受けて採用になる。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・小規模の関係団体等から職員やＯＢの紹介依頼を受けたことがあったが断った。（④について）

の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	・直接、求人情報の提供や依頼を受けたことがあったがそういうことはできないと断った。（④について） ・大学から行政経験が豊富な者を紹介してくれないかとの話があったが、紹介できないと言って断った。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・独立行政法人、他府省から戻る者について、官房付等とする。 ・地方農政局から東京に戻って退職する者について、官房付とする。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・官民人材交流センターの活用、事前の届出、外部団体や地方自治体に出向中に再就職の約束といった場合がある。国際機関に就職している場合もある。 ・利害関係について補助金や契約の観点を特に重視してチェックしている。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職先である団体の総会で承認を受ける関係で日付が並ぶことが考えられる。 ・林業関係では６月 30 日が年度の切替となっており、７月１日の再就職が多い。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・特定のポストに３代以上連続して就いていることもあると思うが、後任者がどのように決まっているかは分からない。 ・農業研究は歴史的経緯から官主導で行っており、当省の技術系ＯＢが再就職している。 ・再就職先の待遇が低く民間から人材が来ないことも一因である。 ・関係団体の場合、比較的中立の立場を求められるので、営利企業ではなく当省ＯＢが求められる。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行前後に人事担当であったことから、制度導入当時からよく内容を承知している。 ・従前から把握していたが、現在のポストに就任して人事に携わるようになって更に内容を知った。 ・再就職規制の通知が出されるごとに認識していった。
6. その他特記事項	―

農林水産省（林野庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・定年に近い58～59歳の者の応募が多い。 ・指定職の者でも退職する年齢は遅くなっている。長く勤められるなら最大限そうしてもらう方針である。早期退職するかどうかは本人の意思に任せている。 （北海道森林管理局） ・50代後半の職員が多い。働きかけはしていない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・林業は産業としては苦しく、狭い世界であるため、再就職探しは苦労している。関連業界に再就職しているＯＢへの挨拶回りや公募への応募があると思うが、個別には承知していない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・官房付は、他省庁や独立行政法人の出向を終えて戻ってきた者を当省で退職させるためである。 ・東京から地元に帰って退職する者、地方部局から東京に戻って退職する者において付で退職する場合がある。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・官民人材交流センターの援助を受けていた場合、国際機関に再就職した場合がある。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職者の団体や組織によると思われ、７月１日の採用の場合、６月の総会に人事提案をかけた結果と考えられるが、個別には分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・今は公募が多くなっている。特定のポストに就任するにしても、特殊な分野で大学、研究所、当庁出身者のいずれかでなければ務まらないからである。 ・今まで培った技術や仕事がいかせる団体であることから再就職している法人がある。
5. 再就職規制に関する認識	・施行の際に人事担当であったことから、制度導入当時から知っていた。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって内容を詳しく知った。
6. その他特記事項	―

農林水産省（水産庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・水産系技官については、退職年齢に近い者が応募している。同期の異動状況から先が推測できたり、先輩の状況から最後の官職だと分かったりするので応募してくる。 ・水産土木系技官は、専門スタッフ職も活用しながら、ほとんどが定年まで勤めており、早期退職の例はほとんどない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・漁業関係の団体や企業にいく者がいるが、個別には承知していない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・出向先や地方から戻ってきて官房付での退職というケースはあると思うが、個別には承知していない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・個別の事情を承知していない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情を承知していない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・業界の主たる企業で構成されている団体に、中立的な調整役として再就職している例がある。
5. 再就職規制に関する認識	・従前から承知していたが現在のポストに就任して人事に携わるようになって詳しく内容を理解した。
6. その他特記事項	―

経済産業省（特許庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・退職後の保障や早期退職の強要はできないが、指定職については、人事評価も伝えながら、早期退職を慫慂（しょうよう）している。その際、選択肢を示し、これ以上ポストがないので専門スタッフ職になるか、早期退職への応募かの選択肢を説明している。職員は局長になった時から辞めさせられる覚悟を持っているから皆応じた。 （中部経済産業局） ・早期退職への応募はほとんどいない。早期退職を働きかけるようなこともない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・個別の件は承知してはいない。大学の講師からそのまま教官となった場合、家業を継いだ場合、知っている先輩から声を掛けられた場合があった。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・他省庁及び独立行政法人への出向並びに地方局から戻ってきた者について、官房付としている。 ・資源エネルギー庁から官房付にして退職している例についての理由は分からないが、利害関係を隠すとかの意図で行ったものではない。 ・官房付で退職している場合、前職と再就職先との利害関係は確認している。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ 離職日から近接した日に	・国家公務員法施行前にあっせんしていた場合、官民人材交流センターの援助の場合、国や国際機関に再就職の場合、自営や弁理士の場合、辞職出向中で事前届出ができなかった場合であり、全て問題がなかったことを確認している。

再就職している事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・受け入れる企業が決めており、理由は分からない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・特定のポストに３代以上連続して就いていることは知っている。大臣任命ポストはきちんとした手続の結果、それ以外も公募の結果であり、プロセスを経て適所適材で選ばれてきている。
5. 再就職規制に関する認識	・人事担当となった時に詳細を承知した。 ・概要は把握していたが通知や階層別研修で理解を深めた。
6. その他特記事項	―

経済産業省（特許庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・組織がピラミッド構造であり、かつ、当庁内での勤務を重ねることから、異動先のポストに限りがあることについて管理職は認識している。人事評価の結果も示しつつ、異動先が少なくなっており次は難しいと、専門スタッフ職への転任や早期退職募集への応募について職員に対応を促している。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・審査官は弁理士資格を取得でき、弁理士になる者には、自営業として立ち上げる者も、既にある事務所に就職する者もいる。弁理士資格を得てもすぐに退職せず、審査官の経験を積んでから退職する。 ・特許審査業務の一部を企画競争や一般競争入札でアウトソーシングしている法人に再就職することもある。それぞれの法人が実施している職員募集に応募して再就職している。 ・退職時のＯＢへの挨拶回りをしているかもしれないが、個別に把握していない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・独立行政法人に出向していた者が退職する場合、総務部付とした例がある。届出については利害関係の有無を確認している。
② 特定の類型の再就職に関する事情	・国家公務員法改正前の平成 20 年 12 月末以前に再就職の約束をしていた場合、弁理士として自営業の事務所や法人格のない個人事務所に再就職した場合、兼業の許可を得て大

a　離職日から近接した日に再就職している事情	学で講義をしていた者が大学に再就職している場合がある。届出がなされた場合、利害関係について確認している。
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・弁理士資格の付与に一定の期間が掛かり、退職後１～２週間の同時期に弁理士として再就職することがある。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現制度導入当時から内容を承知していた。
6. その他特記事項	―

国土交通省（気象庁及び海上保安庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	【本省（北海道局を除く。）】 ＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ （建設系事務官（総合職）） ・おのずと評価が確立しているポスト、例えば審議官クラスのポストでも上に上がりやすいポストとそうでないポストがあり、自分でも気付きやすい。自分の昇進のペースや、歩んできたポストの先輩の姿からも察する。構想と本人の認識はおおむね一致している。 ・構想から外れている職員が応募しない場合には、幹部ポスト以外に回る。また、年によって人事が進む年とそうでない年がある。 ・早期退職は基本的に自由応募だが、人事・任用の面から、しかるべき者は、事前に相談があった上で正式応募となることもある。一定の年齢に来た段階で、いろんなコミュニケーションで対応する。 （建設系技官（総合職）） ・全体の人事構想を踏まえて職員に何か話すことはない。 ・早期退職募集は、家庭の事情、体力、組織の中で自分の置かれている立場を考えて自分で判断して後進に道を譲るもの。応募を勧めるものではない。職員からも人事当局に応募の相談をすることはない。 ・応募は本人の申し出により、応募が少なければそれまでであり、そのために人事に影響があるということもない。 （運輸系事務官（総合職）） ・応募が少なければ採用が減るだけであり、人事当局としての人数の想定はない。 ・局長級の者には次のポストはないと話しており、皆自覚している。再就職の話はしてはいけないことは皆理解している。 ・局長級ポストより下のポストについては、組織として、業務の話の中で、意志疎通を図る。家庭の事情等は考慮しない。 ・早期退職は自由応募だが、次のポストに就いて活躍してもらわないといけない者もいるので、日頃コミュニケーションをとる中で相談することもある。

	・知る限りでは、退職したくないという事例はない。 （港湾） ・応募を促すことはなく、職員の判断で応募している。組織として活性化するためには全員が定年を迎えるのは困難であり、ある程度のポストに就けば後進に道を譲るものと思う。 ・（ラインから外れる方とは）個々意思疎通をして人事を行っている。 ・人事の停滞は省としての活性化の面から好ましくない。個々の能力を発揮できるように配置をしている。 （船舶技官・航空・陸運技官・鉄道技官） ・応募を促すことはない。 【北海道局・北海道開発局（旧北海道開発庁）】 ＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・応募を促すことはない。上が退職しなければ下の昇進が遅れるのみ。ただし指定職の者が定年まで勤めることはないが、それでも59歳ぐらいまでは在職する。 【関東・九州地方整備局】 ＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・応募を勧めることはない。 【北海道運輸局】 ＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・例年実施しているが、平成28年度は早期退職募集を実施しなかった。 【九州運輸局】 ＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・応募を勧めることはない。
2. 早期退職した者や定年後に	・再就職先も、どうやって探しているのかも、尋ねることはなく、知らない。再就職後に挨拶に来た際に知ることが多

再任用を希望しない職員の再就職の状況	い。 ・先輩や民間の方など、知人を通じて声が掛かっている例はある。 ・退職後に一生懸命探している。 ・色々な知人を訪ねて求職活動していると思うが、分からない。 ・ハローワーク、公募等で見つけていると聞いている。 ・文部科学省事案があったので、訪ねてきたＯＢに再就職の経緯を尋ねてみたところ、ＨＰを見て公募に応募した、退職後に先輩に挨拶に行ったら紹介された、などであった。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・職員、ＯＢからの再就職先の紹介要求はない。それだけ、規制が徹底的に周知されている。（①について） ・ＯＢ会や賀詞交換会等には、人事を担当するポストについてからは行かないようにしている。（①等について） ・規制については業界にも周知されている。依頼はない。（④について） ・過去に、ゼネコンへの再就職を自粛した際にその旨関係団体へ周知したことがあり、営利企業から紹介依頼がない。（④について） ・ＯＢに異動（退任）予定を尋ねることすらだめだと平成 23 年の国土交通省の再就職規制違反事案で指摘されたので、この点は徹底されている。（⑤について） ・平成 23 年の再就職規制違反事案を受け、省内、ＯＢにも周知を行った。再就職規制についての周知を厳しく行った省庁の一つだと思う。（①、⑧等について） ・平成 23 年の再就職違反事案以外にも、過去に贈収賄、官製談合などの事案があり、組織の末端に至るまで、若手の頃から、国民から見た公務員像、コンプライアンスを徹底している。（①、⑧等について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・特定の者があっせんを行うことは、職業安定法も存在するので考えにくいと思う。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答し

供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	た者はなかった。 ・働きかけについては、再就職規制と贈収賄の両面から問題視されるセンシティブなものであり、気を付けている。（⑨について）
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・地方支分部局、独立行政法人、地方自治体を最後に退職する場合に官房付とする例が一般的である。 ・他局のポストを最後に退職する場合には、出身の部局の局付として退職させる例もある。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・翌日再就職については、全て問題がないことを確認している。自治体や大学等へ出向中に再就職が決まり、本省に戻りすぐに退職した事例、任期付採用職員が元の職場に戻った事例などがある。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職日は法人側の判断だと思う。退職者が個別に求職活動をした結果であり、切りのいい日としたことから、結果的に同じ日付の再就職が多いのではないか。 ・６月１日や７月１日が多いのは、年度末で離職して、就職活動に２～３か月かかるということ、採用側も採用のタイミングが役所ほど固定的でないこと、評議員会や役員会、株主総会を経てということも考えらえる。
c 企業・団体の同一のポス	・公募により、経歴等が評価されたものと承知している。 ・事情は分からないが、退職後にＯＢや団体からの引きがあ

トにＯＢが連続して再就職している事情	るのではないか。退職してからでも十分探せる。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際にも人事担当であったことから、当時からよく認識していたが、再度人事関係のポストに就いて改めて確認した。 ・施行改正時から知っていたが、人事関係のポストに就いて改めて勉強し、知識を習得した。
6. その他特記事項	―

国土交通省（気象庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・定年退職者で希望者の９割は再任用している。 ・再就職を予定した際に、「利害関係調書」を作成、提出させており、そこには、どの様なことで応募し、決定に至ったか、更に決定時期や再就職の経緯を提出させ、それを確認している。退職者については届出の際に経緯等のメモを出してもらっている。 ・内容的には、公募に対して応募し採用に至ったという回答であり、知る限り違反はない。過去に違反があった者は把握していない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から	・再就職の経緯等についての調書を本人に提出させ、特に問題のないことを確認している。

近接した日に再就職している事情	
b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・再就職の経緯等についての調書を本人に提出させ、特に問題のないことを確認している。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	（該当事例がない）
5. 再就職規制に関する認識	・以前から何度か人事関係のポストに就いた経験があり、現行規制は承知していた。
6. その他特記事項	―

国土交通省（海上保安庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・人事管理の面から早期退職を促すことはない。 ・当庁は業務が拡大しており、定員も増えている。このため、一定人数が早期に退職しないといけないという状況にはない。ポストの面で、上に行くことができない状況にもない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・定年、再任用が多いので分からない。 ・部下経由で再任用も行わない者に聞いた話では、「業務がつらく階級社会なので後輩の下に付くのは嫌」、「希望勤務地でなく家族と離れたくない。」などがある。 ・個々人の事情によるものとしか言えない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・狭い世界であり、法人等も海上保安庁職員を傷つけることがないよう、再就職規制についてよく認識しているのではないか。（④について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・（翌日再就職の事例について）辞職してから就職活動を行い、採用が遡って行われたと聞いている。 ・退職から数日後の再就職であれば近接していると思うかもしれないが、２～３か月空いていれば特に問題があるとは思わない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・それぞれの事情の結果ではないか。 ・当庁は規模が大きいので、同日の再就職者が多いという印象はある。 ・顧問等株主総会にかからない役職は７月１日の再就職でも不思議ではないのではないか。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・同一の再就職先などは、どのように決定しているのか分からないが、法人側の業務の都合ではないか。
5. 再就職規制に関する認識	・施行の際から報道等で知ってはいたが、現在のポストに就任して明確に認識した。
6. その他特記事項	―

環境省（原子力規制庁を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・募集人数に満たない時は適宜募集している。 ・課長級については、当省の指定職ポストは少なく、人事構想に入らない対象者に対して専門スタッフ職になるか、早期退職への応募かを選択肢として説明している。指定職については、人事構想に入らない幹部について早期退職への応募を勧める。当省は小さい組織で、自分自身の今後の省内での処遇や現ポストが最終官職であるかどうかがおのずと見えるため、対象者を説得する必要はあまりない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・指定職は退職したのち、参与か顧問に就くことが多い。環境業界は狭いので、声が掛かるのを待ちながら、再就職先を探している。 ・大学への再就職を考えるなら、非常勤講師を引き受けたり論文を書いたりするように勧めている。 ・退職を意識したときから、環境関係の求人情報を調べるなどしている。 ・理工系職種としての能力や経験が買われる分野の公益法人等に再就職することがある。退職後に先輩ＯＢに相談しているかもしれないが、個別に承知はしていない。 ・自然系職種では、大学の公募に応じるほか、国立公園と関係のある財団法人等に再就職することがある。大学以外の法人への再就職は退職後に先輩ＯＢから誘われている場合がある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付	・官房付としているのは、独立行政法人、特殊会社への出向者、大学への研究休職者が退職する際である。利害関係の有無について届出に基づき確認している。

となっている事情	
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・国際機関に派遣されていた者が、国際機関に残る選択をした場合、辞職出向中で事前届出ができなかった場合、親族の企業に再就職した場合等がある。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情を承知していない。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別の事情を承知していない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際にも人事担当であったことから、制度導入当時からよく内容を承知している。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって詳細に内容を知った。
6. その他特記事項	―

環境省（原子力規制庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職募集を実施していない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・定年後に勤務延長や再任用を活用しており、原子力規制庁を退職して再就職している例がほとんどない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・通常、最終官職を官房付等にする運用を行っていない。
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・退職して届出が出ているのは２件である。１件は事前届出がされており、１件はどのように再就職したか承知していない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情を承知していない。
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別の事情を承知していない。
5.　再就職規制に関する認識	・現行の再就職規制について、施行の際に仕事で関連することもあり、制度導入当時からよく内容を承知している。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになって内容を承知した。 ・承知していたが文部科学省事案の少し前に詳しく理解した。
6.　その他特記事項	ー

防衛省（防衛装備庁及び陸海空幕僚監部を除く。）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・職員に早期退職を求めることはない。 ・幹部職員に対しては、個別に早期退職の意向を確認することがある。 （事務官） ・職員が自主的に応募するものであり、応募がなければそれまで。 ・応募者が足りないという感覚はない。 （情報本部） ・早期退職する者は何名かいるが、ほとんどが定年退職する。 （南関東防衛局） ・定年退職する者が圧倒的に多く、早期退職する者は少ない。定年退職を前提に人事を回している。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・事務官では、知人やＯＢの紹介で再就職した者がいると聞いたことがある。防衛研究所では、事務官で定年退職する者はほとんど再任用を希望していた。研究者の場合は、大学や研究所に再就職する者が多いと聞いた。 ・情報本部の職員は、自己開拓して再就職していると思われる。 ・自衛官については、再就職先に関して、知人や職場のかつての先輩から紹介を受けたという話をよく聞く。紹介元は特定の人ではなく、それぞれである。ハローワークで技術系など特定の業種を募集していれば、資格を有しているような腕に自信のある人が、そちらに応募することがあるかもしれない。営業関係への再就職は知人の縁がきっかけになることが多いと思う。いずれにせよ、再就職は難しいので、在職中に意識的に資格を取得する職員が増えている。 ・地方防衛局では、再任用を希望する職員が多い。再就職する人は少ないが、どのようにして再就職したかは分からない。
3. 再就職規制の遵守状況	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことが

① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分な	あると回答した者はなかった。 ・あっせんの問題以前に、守秘義務違反になり得るものであり、やってはならないものと強く認識し、厳しくやっている。（②について） ・レセプションに同席したＯＢが、再就職先を辞めると挨拶してきたことはあったが、他のＯＢにポストが空くことなどを伝えたことはない。（⑦について） ・本省人事計画・補任課は、本省において自衛官人事を担当しているものの課の所属職員は事務官である。そのため、ＯＢが何か依頼しようとしてもメリットがなく、要求を想定し難い。（①について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

どに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・事務官については、例外的に、出向者が退職する際に、防衛省に戻して官房付にした上で退職させるケースがある。 ・全国異動がある事務官については、退職に際し、地元に近い部隊の付配置にすることがある。 ・将補以上については、付配置にはしていない。 ・１佐以下は若年定年等隊員であり、誕生日基準で定年退職するため、退職時期はそれぞれである。そのため、人事上の必要性から、定期異動日から定年退職日までの間を付配置にする場合がある。 ・全国異動がある隊員については、退職に際し、地元に近い部隊の付配置に異動させることがある。 ・自衛官が情報本部のポストのままで退職することはほとんどなく、通常、出身元の自衛隊に戻ってから退職している。
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・個別の事情は分からない。 ・利害関係企業には当たらず、問題がないと認識している。 ・事務官については、秘書課において、本省内部部局における届出について利害関係企業であるかと、再就職までの日数をチェックしている。 ・自衛官については、本省人事計画・補任課において、就職援助を受けていないにもかかわらず、離職日と再就職日が近いとか、再就職先が利害関係企業に見えなくもないというものについて確認した結果、問題があるとの報告を受けたことはない。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・個別の事情は分からない。 ・就職活動や企業・法人側の手続の都合上、一定の期間が必要であり、ある程度切りの良い日付で再就職した結果なのではないか。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別にどのようにして再就職が決まったのか聞いたことはない。 ・公募の結果、再就職者の知識・経験が、法人側のニーズと合致すると判断されたのではないか。
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度の導入時（平成 27 年 10 月）の前後に内容に関して周知があり、概要を把握していた。

6. その他特記事項	ー

防衛省（防衛装備庁）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・防衛装備庁としては早期退職募集を実施していない。事務官については本省秘書課が、自衛官については各幕僚監部が募集を行い、防衛装備庁内でこれを周知する。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・早期退職は多くないと思う。 ・組織の活性化という点では早期退職する事務官が出てこないと困る。対象となっている職員に対して夏の異動時期に向けて声を掛けているが、強制はできない。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・再就職については、先輩を頼ってという話や辞めた後の挨拶回りで先輩から声が掛かったという話は聞くことがあるが、詳しいことは知らない。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・現役の職員が関与するのでなく、ＯＢ同士での相談ということならば相談に乗ってくれるような人はいると思うが、何をやっているかは知らない。（⑧について） ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。

⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	（該当事例がない）
② 特定の類型の再就職に関する事情 ａ　離職日から近接した日に再就職している事情	・個別の経緯は分からない。

b　多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c　企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・再就職に至るまでの経緯は分からない。
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度導入時（平成 27 年 10 月）から規制について承知している。
6. その他特記事項	―

防衛省（陸海空幕僚監部）の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・任意による応募であり、早期退職を求めたこともないし、他の職員が求めたことがあると聞いたこともない。 ・若年定年等隊員については、定年退職者が多い。早期退職に応募する者は少ない。早期退職者が足りないとか、隊員に早く辞めてもらったほうがいいなどと考えることはない。 ・将・将補については、自ら退職する時期が分かるはずである。上位者の人数・ポスト数・退職動向と自らの位置付け、補職されたポストとその時期、定年までの年数、後継者の有無、同期の在職・退職状況等から退職時期が分かる。これに加えて、本人に後任者を部内で尋ねることで直接早期退職してほしいと言わなくても察することができる。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・本人が自己開拓し、退職後に縁を得たとの認識である。 ・将・将補は人数が少なく、外部からであってもいつの時期にどのポストの人が辞めるのかがある程度分かる。また、一定以上の職位での退職者氏名はＨＰで公表される。退任会見がある者もいる。その結果、関心のある企業から声掛けがあり、面接、試験を経て入社する人もいるであろう。一方で、自分で積極的に就職活動を行う人もいるであろう。 ・具体的な話ではないが、病気や病み上がりの人がいたりするとＯＢ同士が個人ベースで助け合っているという話を聞いたことがあり、その中で定職がなくて困っているといった場合もあるのだろうとは思う。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員や	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・自分が直接求められたわけではないが、ある企業が何かを開発しようとしているので知見を持った人を欲しがっているのではないかといった噂を聞いたことはある。ただ、それも具体的にどの人を欲しがっているといった話ではないし、誰かに依頼がなされたという話でもない。（④につい

ＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼 ④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	て） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・違反には当たらなかったが、防衛人事審議会再就職等監視分科会が調べたケースがあった。制度を知らない隊員がいるということが教訓とされ、現場の隊員に更に教育すべきだということになり、今では隊員への巡回教育も行っている。（⑨について）
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の	・自衛官は誕生日に定年退職するが、その都度人事異動を行うことは煩雑であるため、その数か月程度前の定期異動の際に業務隊付等にするのが一般的である。

状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	
② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・個別の事情は分からない。 ・ただし、離職日から近接した日に再就職した事例について、自衛隊員の再就職等規制の施行日前に再就職の約束をした旨、施行日に届出が出されていることを確認したものがある。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	・一義的に再就職先の会社が決める話である。
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・個別にどのように再就職が決まったか聞いたことはない。 ・法人が求めていることと再就職者の資質がマッチすると法人側が判断された結果だと推察する。
5. 再就職規制に関する認識	・現行制度導入時（平成 27 年 10 月）に内容を承知した。 ・現在のポストに就任して人事に携わるようになってから細かい内容を知った。
6. その他特記事項	―

会計検査院の人事担当者に対するヒアリング結果

項目名	状況
1. 早期退職募集制度の運用状況 ① 募集の実施状況 ② 応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況	＜①募集の実施状況＞ ・早期退職募集を実施している。 ＜②応募の状況及びこれに関する人事当局の対応状況＞ ・応募要件に該当する者を先着順に認定している。人事当局の意図はない。 ・応募が募集人数より少ない場合でも、特に何もしない。応募を職員に求めたり勧めたりすることはない。 ・局長の場合は、会計検査のサイクルとの関係で、年度末退職よりも年末退職の方が適当であることから、定年に達する年度の 12 月 31 日に退職するよう本人に依頼しており、各局長もその事情は理解している。
2. 早期退職した者や定年後に再任用を希望しない職員の再就職の状況	・基本的に定年まで勤めるのが通例である。 ・審議官で局長に昇任できない者は専門スタッフ職として定年まで勤務している。 ・都道府県の外部監査委員への就任のために定年前に退職する者もいる。 ・退職後の就職予定先等については聞いていない。人事当局として再就職先を把握しているわけではない。 ・知人や、ＯＢが再就職している法人から、又はＯＢから、退職後に話があることはあると承知している。 ・内閣府公益認定等委員会の公募に応募している例はある。
3. 再就職規制の遵守状況 ① 職員やＯＢからの依頼に基づく再就職先の紹介 ② 営利企業等に対する職員やＯＢに関する情報の提供 ③ 営利企業等に対する再就職ポストに関する情報提供の依頼	・左記の①～⑦の行為について、これらの行為を行ったことがある、あるいは、行っている職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・会計検査院は小さな組織であり、ＯＢも職員が再就職の紹介をできないことはよく理解している。（①について） ・国家公務員法改正以前の各省による再就職あっせんが適法であった時代に、国会等で会計検査院のあっせんについて質問があった。このような背景で、職員の再就職規制についての意識が高い。（①について） ・ＯＢが旧知の後輩である元職員を自分の後任として紹介している例はあると思うが、現役職員への依頼はない。（②について） ・左記の⑧のような事例について、聞いたことがあると回答した者はなかった。

④ 営利企業等からの求人情報の受付、営利企業等からの依頼に基づく職員やＯＢの紹介 ⑤ 営利企業等のポストに就いているＯＢへの今後の退職意向の確認 ⑥ 営利企業等からの求人情報のＯＢへの提供 ⑦ 職員や他のＯＢに関する情報のＯＢへの提供 ⑧ 人事担当者からの人事情報を基にしたＯＢによる再就職先のあっせん ⑨ 契約・処分などに関するＯＢからの働きかけ	・左記の⑨の行為について、受けたことがある、あるいは、受けたことがある職員がいると聞いたことがあると回答した者はなかった。 ・ＯＢや出向者が会計検査に携わることを禁止している。（⑨について） ・もし何らかの働きかけがあれば検査課から通報がある仕組みとしているが、これまで通報はない。（⑨について）
4. 再就職の届出に見られる離職・再就職の状況 ① 最終官職が官房付又は局付となっている事情	・再就職の届出では、事務総局付、局付での退職の事例はないが、ヒアリングにおいてその旨確認したところ、自己都合退職で退職日まで期間があったという例外的な事例を除いてはないとの回答であった。

② 特定の類型の再就職に関する事情 a 離職日から近接した日に再就職している事情	・在職中に再就職の約束の届出をしているが、内閣人事局への提出・公表対象の管理職員ではないため、結果として再就職の事後届出のみが公表されているものがほとんどである。 ・再就職の届出については、チェックリストを作成し、再就職先と職員の官職（退職日以前の官職も含む。）の利害関係をチェックしている。
b 多数のＯＢの再就職が同一日付となっている事情	（該当事例がない）
c 企業・団体の同一のポストにＯＢが連続して再就職している事情	・特定ポストではなく、同一法人への複数再就職はあるが、経緯などは承知していない。利害関係がないことは確認している。
5. 再就職規制に関する認識	・改正法の施行後、幹部会で人事課から説明を受けていたが、人事に携わるポストについてより認識を深めた。 ・改正前から国会で職員の再就職について質問等を受けており、再就職規制について関心が高かった。 ・規制があること自体は知っていたが、今のポストについて認識を深めた。
6. その他特記事項	―

参　考　資　料

参考資料１

再就職徹底調査チームの体制

（計４１名）

チーム長

加瀬　徳幸　　内閣審議官

専門調査員

岩本　充史　　弁護士

太田　洋　　弁護士

三笘　裕　　弁護士

チーム員

佐藤　紀明　　内閣参事官

佐藤　昌博　　内閣参事官

野井　祐一　　内閣参事官

松本　敦司　　内閣参事官

由布　和嘉子　　内閣参事官

他　内閣人事局職員３２名

※五十音順

参考資料２　ＯＢ本調査　調査票

省庁コード	年度コード	番号

再就職規制に関する調査
（調査票）

１　基本事項

氏名			
住所	（〒　　－　　）		
電話		メール	＠
採用時の省庁名			
退職年月日	平成　　年　　月　　日		
退職時の省庁名と官職	（省庁名）	（官職） （例：〇〇局〇〇課長） ※退職時官職が「官房付」の場合には、前職も併せて記入	
退職理由	ａ　自己都合　　ｂ　勧奨退職　　ｃ　応募認定退職　　ｄ　定年・その他		
退職に至った経緯	退職理由がｂ又はｃの場合、勧奨又は退職募集に応じることとした動機について、ご記入ください。		

本票－1

２　規制についての退職 当時 の認知度（該当するものに〇をつけてください）

職員の再就職あっせんの禁止	a　規制の内容を知っていた b　規制の存在は知っていたが内容を知らなかった c　規制の存在を知らなかった
職員の利害関係企業等への求職活動禁止	a　規制の内容を知っていた b　規制の存在は知っていたが内容を知らなかった c　規制の存在を知らなかった
OB 職員の働きかけの禁止	a　規制の内容を知っていた b　規制の存在は知っていたが内容を知らなかった c　規制の存在を知らなかった

３　再就職に至るまでの経緯

→　別紙調査票に記入していただきます。

なお、本調査では、あなたから届出のあった離職後２年以内の営利企業等への再就職（国又は地方の公務員として再就職した場合、自営業に就いた場合を除くすべて）についてご回答いただくこととしています。複数の再就職先についてご回答いただく方は、件数分の別紙調査票を同封していますので、個別の再就職先ごとに別紙調査票に記入して提出をお願いします。

４　退職した後の元の職場とのかかわり

(1) 現役職員への働きかけ	あなたが退職前に従事していた業務に関連して、退職後、現役職員に対し、再就職先の仕事に関して何かをしてもらうこと等を働きかけたことがありますか。 （　あり　・　なし　） →　「あり」の場合、具体的にご記入ください。

本票－2

(2) 現役職員からの情報提供	あなたは、退職後、所属していた省庁の職員又はOBの再就職に関連して、現役職員から人事に関する情報の提供を受けたことがありますか。 （　あり　・　なし　） →　「あり」の場合、具体的にご記入ください。

本票－3

省庁コード	年度コード	番号

氏名

調査票番号	／

複数の再就職が対象になっている方は、そのうちいくつ目の再就職についての調査票かを記入してください。（例えば、３つの再就職のうちの１つ目の調査票であれば、１／３となります。）

再就職に至るまでの経緯

(1) 再就職先の営利企業等の名称	
(2) 再就職先の営利企業等の主な業務内容	
(3) 再就職先における地位（ポスト）	
(4) 再就職先での担当業務	
(5) 再就職年月日	平成　　年　　月　　日
(6) 再就職先のポストについて知った情報源	再就職先になり得るものとして、当該ポストがあることを知った情報源について、当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。 ａ　自分で探した （「求人誌」「ハローワーク」「再就職支援会社」の利用など具体的に：　　） ｂ　再就職先の人 （役職や所属していた省庁のＯＢかどうかなどを具体的に：　　）

	c　再就職先の人ではない第三者 イ　所属していた省庁の職員 ロ　所属していた省庁のＯＢ ハ　友人・知人 → 所属や役職等を具体的に： 二　その他（具体的に：　　） d　その他 「起業した」など具体的に：
(7) 再就職先のポストについて知った時期	平成　　年　　月（　　日）ごろ
(8) 再就職先のポストについて知った後の求職活動	①求職活動の内容 再就職先のポストについて知った後、当該ポストへの再就職に向けて行った求職活動について、具体的にご記入ください。 （例：履歴書を送付、労働条件を確認、役員との面接など） ②求職活動を始めた時期 平成　　年　　月（　　日）ごろ

別紙－2

	③求職活動における第三者の支援 求職活動を第三者に支援してもらった場合（例：書類の経由、再就職先との日程調整等）、当てはまる記号に〇をつけた上で、その支援者と支援内容について具体的にご記入ください。 ａ　所属していた省庁の職員 ｂ　所属していた省庁のＯＢ ｃ　友人・知人 ｄ　ハローワークや再就職支援会社等 ｅ　その他 （支援者と支援内容について具体的に：　　）
(9) 求職開始時の官職との利害関係の有無	退職前に求職活動を始めた方に伺います。求職活動を始めたときの官職からみて、再就職先は「利害関係企業等（※）」に該当していましたか。（当てはまる記号に〇をつけてください） ａ　該当していた　ｂ　該当していない　ｃ　わからない →　ａの場合、具体的な利害関係（許認可等の内容）についてご記入ください。 （　　）

（※）「利害関係企業等」について

「利害関係企業等」とは、職員が職務として携わる事務の相手方となる次の①～⑦の営利企業等（すべての営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人、

別紙－3

行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く））をいいます。

① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しようと）している営利企業等

② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しようと）している営利企業等

③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等

（注）実際に検査等に入ることがない職員であっても、検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員である場合には、（現に検査等を行っているか否か等に関わらず）当該営利企業が利害関係企業等に該当します。

④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等

⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等

⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している、又は契約の申込みを（しようと）している営利企業等

⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

別紙－4

参考資料３　複数の再就職に関与していたとみられる第三者のＯＢに対する調査　調査票

再就職規制に関する調査
（調査票）

１　基本事項

氏名			
住所	（〒　　－　　）		
電話		メール	＠
採用時の省庁名			
退職年月日	平成　　年　　月　　日		
退職時の省庁名			
現　職			

２　その現役職員・ＯＢを援助することとなった理由

あなたが、複数の現役職員（当時）又はＯＢの再就職の援助（再就職先のポストについての情報の提供又は求職活動の支援）を行うに当たり、なぜその方々を援助することとなりましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　当人から接触があった

ｂ　その者を援助するよう、他の者から依頼された

→　ｂの場合、「他の者」について当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　所属していた省庁の職員
ロ　所属していた省庁のＯＢ
ハ　上記（イ、ロ）以外の者

依頼元、依頼の経緯について具体的に：

ｃ　その他

（具体的に：　　）

３　再就職先ポストについての情報入手や、求職活動の支援が可能であった理由

あなたが、複数の現役職員（当時）又はＯＢの再就職の援助を行うに当たり、なぜその再就職先のポストについて情報を入手したり、その再就職先との間に立って求職活動の支援を行ったりすることができましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　当該再就職先である企業・団体から依頼された

ｂ　他の者からの仲介があったので、情報を入手したり、間に立っての支援を行うことができた

→　ｂの場合、「他の者」について当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　所属していた省庁の職員
ロ　所属していた省庁のＯＢ
ハ　上記（イ、ロ）以外の者

（仲介者、仲介の経緯について具体的に：　　）

ｃ　その他

（具体的に：　　）

参考資料４　ＯＢからの情報提供を得た後に求職活動をすることなく早期退職したとみられる者に対する調査　調査票

省庁コード	年度コード	番号

再就職規制に関する調査
（追加調査票）

この追加調査では、先般の調査へのご回答において、在職中に、所属していた省庁のＯＢから再就職先のポストについての情報を得て、退職後に求職活動を行ったとされている方にご回答をお願いしています。

１　基本事項

氏　名	
採用時の省庁名	
退職年月日	平成　　年　　月　　日

２　再就職先ポストについての情報を得たＯＢとの関係

(1)　再就職先のポストについての情報を得たＯＢとの面識	あなたが在職中に、所属していた省庁のＯＢから再就職先のポストについての情報を得たとのことですが、そのＯＢとはそれ以前から面識がありましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。 a　面識あり （どのようなご関係か具体的に：　　） b　面識なし
(2)　ＯＢからの情報提供の経緯	(1)のＯＢの方は、なぜ他の職員の方ではなく、「あなた」に情報を提供し、また、あなたの連絡先をどのように知ったとお考えですか。具体的にご記入ください。

３　再就職先ポストについての情報を得てから、退職するまでの経緯

在職中に、所属していた省庁のＯＢから再就職先のポストについての情報を得て、求職活動は行わずに定年前に退職したとのことですが、退職するまでの経緯について、当てはまる記号に〇をつけてください。

ａ　ＯＢから再就職先ポストについての情報提供があったことから、定年前に退職することとした。

ｂ　ＯＢから再就職先ポストについての情報提供があったのと前後して、他の者からも当該ポストについての情報を追加で得た（他の者から情報提供があった、又は、自ら他の者に確認を行った）ことから、定年前に退職することとした。

→　ｂの場合、「他の者」について当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　再就職先の人

ロ　所属していた省庁の職員

ハ　上記（イ、ロ）以外の者

→ 具体的に：

ｃ　その他

具体的に：

参考資料５

人事担当者本調査におけるヒアリング対象機関

省庁	機関
内閣官房	内閣総務官室
	内閣情報調査室
内閣法制局	内閣法制次長
	長官総務室
人事院	事務総長
	事務総局
内閣府	事務次官
	大臣官房
宮内庁	宮内庁次長
	長官官房
	書陵部
	管理部
公正取引委員会	事務総長
	官房
国家公安委員会（警察庁）	警察庁長官
	次長
	長官官房
	情報通信局
	管区警察局（関東）
金融庁	金融庁長官
	総務企画局
消費者庁	消費者庁長官
	次長
	総務課
復興庁	事務次官
	統括官
総務省	事務次官
	総務審議官
	大臣官房
	総合通信基盤局
	総合通信局（関東）
	消防庁
法務省	事務次官
	大臣官房
	民事局
	刑事局
	矯正局
	保護局
	人権擁護局
	訟務局
	入国管理局
	最高検察庁
	高等検察庁（東京）
	法務局（東京）
	公安調査庁
外務省	事務次官
	大臣官房
財務省	事務次官
	大臣官房
	主計局
	主税局
	関税局

	理財局
	国際局
	財務局（関東、近畿）
	税関（東京、大阪、神戸）
	国税庁
	国税局（東京）
文部科学省	事務次官
	文部科学審議官
	大臣官房
厚生労働省	事務次官
	厚生労働審議官
	大臣官房
	医政局
	健康局
	医薬・生活衛生局
	労働基準局
	職業安定局
	雇用均等・児童家庭局
	社会・援護局
	保険局
	年金局
	政策統括官
	都道府県労働局（北海道、東京）
農林水産省	事務次官
	大臣官房
	食料産業局
	生産局
	農村振興局
	地方農政局（関東、東海）
	林野庁
	森林管理局（北海道）
	水産庁
経済産業省	事務次官
	大臣官房
	商務情報政策局
	経済産業局（中部）
	特許庁
国土交通省	事務次官
	技監
	国土交通審議官
	大臣官房
	鉄道局
	自動車局
	海事局
	港湾局
	航空局
	北海道局
	地方整備局（関東、九州）
	北海道開発局
	地方運輸局（北海道、九州）
	気象庁
	海上保安庁
環境省	事務次官
	地球環境審議官
	大臣官房
	総合環境政策局
	水・大気環境局

	自然環境局
	原子力規制庁
防衛省	事務次官
	大臣官房
	人事教育局
	陸上幕僚監部
	海上幕僚監部
	航空幕僚監部
	情報本部
	地方防衛局（南関東）
	防衛装備庁
会計検査院	事務総長
	事務総局次長
	事務総長官房

国家公務員の再就職に関する調査
（調査票）

１　基本事項

企業・団体名			
所在地	（〒　　－　　）		
担当者	（氏名）　　（部署・役職）		
電話		メール	@

２　国家公務員ＯＢを採用した理由

貴社／貴団体では、どのような理由で、国家公務員ＯＢを採用しましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけてください。【複数回答可】

ａ　国家公務員ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が必要だから

ｂ　国家公務員ＯＢが持つ人脈が必要だから

ｃ　国家公務員ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから

ｄ　その他
（具体的に：　　）

３　国家公務員ＯＢを採用する頻度

貴社／貴団体では、どのような頻度で、国家公務員ＯＢを採用していますか。当てはまる記号に○をつけてください。

ａ　おおむね毎年

ｂ　おおむね２～３年ごと

ｃ　おおむね４～５年ごと

ｄ　その他
（具体的に：　　）

４　国家公務員ＯＢを採用するときの適任者の探し方

貴社／貴団体では、どのような方法で、国家公務員ＯＢの適任者を探しましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけてください。【複数回答可】

ａ　ハローワーク、就職支援会社等での求人

ｂ　自社／自団体のホームページ等での公募

ｃ　個別に紹介を受けた

→　ｃの場合、どのように紹介を受けたかについて、当てはまる記号に○をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　特定の省庁に直接相談して、その省庁のＯＢの紹介を受けた

ロ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者が所属していた省庁に相談してもらい、その省庁のＯＢの紹介を受けた

ハ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった

ニ　上記（イ、ロ、ハ）以外の方法で紹介を受けた

（具体的に：　　）

ｄ　その他

（具体的に：　　）

５　国家公務員ＯＢを採用するときの採用日の決め方

貴社／貴団体では、国家公務員ＯＢを採用するとき、どのようにして採用日を決めましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけた上で、具体的にご記入ください。【複数回答可】

ａ　自社／自団体の都合で決めた

（具体的に：（例：前任者の任期に合わせて、株主総会の日に合わせて　など）

ｂ　採用される当人との調整により決めた

（具体的に：（例：諸準備のため１か月後にしたいとの申し出があった　など）

ｃ　第三者の意向等を踏まえて決めた

（具体的に：（例：採用する国家公務員ＯＢが所属していた省庁の意向に配慮した、
△△業界の◇◇といった慣行に配慮した　など）

ｄ　その他

（具体的に：

６　短期間で国家公務員ＯＢを採用した理由

貴社／貴団体では、直近１～２年の間において、退職して間もない（おおむね１か月以内の）国家公務員ＯＢを採用されていますが、短期間で採用を決めることができた理由は何ですか。当てはまる記号に○をつけてください。【複数回答可】

ａ　提出された書類や面接によって、短期間で適任者かどうかを判断できた

ｂ　個別に紹介を受けた候補者なので、すぐに採用を決めた

ｃ　その他

（具体的に：　　）

国家公務員の再就職に関する調査
（調査票）

１　基本事項

企業・団体名			
所在地	（〒　　－　　）		
担当者	（氏名）　　（部署・役職）		
電話		メール	@

２　国家公務員ＯＢを採用した理由

貴社／貴団体では、どのような理由で、国家公務員ＯＢを採用しましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけてください。【複数回答可】

ａ　国家公務員ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が必要だから

ｂ　国家公務員ＯＢが持つ人脈が必要だから

ｃ　国家公務員ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから

ｄ　その他
（具体的に：　　）

３　国家公務員ＯＢを採用する頻度

貴社／貴団体では、どのような頻度で、国家公務員ＯＢを採用していますか。当てはまる記号に○をつけてください。

ａ　おおむね毎年

ｂ　おおむね２～３年ごと

ｃ　おおむね４～５年ごと

ｄ　その他
（具体的に：　　）

４　国家公務員ＯＢを採用するときの適任者の探し方

貴社／貴団体では、どのような方法で、国家公務員ＯＢの適任者を探しましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけてください。【複数回答可】

ａ　ハローワーク、就職支援会社等での求人

ｂ　自社／自団体のホームページ等での公募

ｃ　個別に紹介を受けた

→　ｃの場合、どのように紹介を受けたかについて、当てはまる記号に○をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　特定の省庁に直接相談して、その省庁のＯＢの紹介を受けた

ロ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者が所属していた省庁に相談してもらい、その省庁のＯＢの紹介を受けた

ハ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった

ニ　上記（イ、ロ、ハ）以外の方法で紹介を受けた

（具体的に：　　）

ｄ　その他

（具体的に：　　）

５　国家公務員ＯＢを採用するときの採用日の決め方

貴社／貴団体では、国家公務員ＯＢを採用するとき、どのようにして採用日を決めましたか。直近１～２年における国家公務員ＯＢの採用の実例について、当てはまる記号に○をつけた上で、具体的にご記入ください。【複数回答可】

ａ　自社／自団体の都合で決めた

（具体的に：（例：前任者の任期に合わせて、株主総会の日に合わせて　など）

ｂ　採用される当人との調整により決めた

（具体的に：（例：諸準備のため１か月後にしたいとの申し出があった　など）

ｃ　第三者の意向等を踏まえて決めた

（具体的に：（例：採用する国家公務員ＯＢが所属していた省庁の意向に配慮した、
△△業界の◇◇といった慣行に配慮した　など）

ｄ　その他

（具体的に：

参考資料６③　同一ポストへの連続
再就職に係る企業・団体調査　調査票

国家公務員の再就職に関する調査
（調査票）

１　基本事項

企業・団体名			
所在地	（〒　　ー　　）		
担当者	（氏名）　　（部署・役職）		
電話		メール	＠

２　役員に連続して国家公務員ＯＢを任命した理由

貴社／貴団体では、どのような理由で、役員（所管大臣が任命する者、現役出向の者を除く）に連続して国家公務員ＯＢを任命しましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　国家公務員ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が不可欠だから

ｂ　関係省庁等との連絡・調整をスムーズに行うため

ｃ　中立的な立場で職務に従事することが求められるため

ｄ　その他

（具体的に：　　）

３　連続して国家公務員ＯＢを任命した役員の人選の方法

貴社／貴団体では、連続して国家公務員ＯＢを任命した役員（所管大臣が任命する者、現役出向の者を除く）について、人選をどのような方法で行いましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　ヘッドハンター、就職支援会社等の利用

ｂ　自社／自団体のホームページ等での公募

ｃ　個別に紹介を受けた

→　ｃの場合、どのように紹介を受けたかについて、当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　特定の省庁に直接相談した又は省庁から直接要請された

（具体的に：　　）

ロ　特定の省庁のＯＢ（自社／自団体外）に直接相談した又は省庁のＯＢ（自社／自団体外）から直接要請された

（具体的に：　　）

ハ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢを通じて、その者が所属していた省庁に相談した又は省庁から要請された

（具体的に：　　）

ニ　自社／自団体にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった

（具体的に：　　）

ホ　上記（イ、ロ、ハ、ニ）以外の方法で紹介を受けた

（具体的に：　　）

ｄ　その他

（具体的に：　　）

４　任命までの過程における省庁からの働きかけ

上記３の設問で答えたものを除き、貴社／貴団体で、連続して国家公務員ＯＢを任命した役員（所管大臣が任命する者、現役出向の者を除く）について、その任命に至るまでの過程で、省庁から国家公務員ＯＢの選定について働きかけなどを受けたことはありますか。

ａ　働きかけを受けたことがある

具体的に：

ｂ　働きかけを受けたことはない

参考資料７　再就職等規制の周知状況調査　調査票

本府省・外局の人事担当部局が行った再就職規制の周知のための取組

府省名

①－１　職員（退職予定者を除く）

(1) 周知年月日	(2) 周知対象者の範囲【注１】	(3) 周知方法【注２】	(4) 独自資料の作成の有無【注３】	(5) 周知内容【注４】	(6) 周知の契機【注５】

【注1】本府省、外局、施設等機関、特別の機関、地方機関等のうち一定範囲の職員に周知した場合はその範囲がわかるように記載

【注2】以下の方法から選択

a　通知

b　訓示

c　研修

d　その他　（　　）

【注3】（内閣人事局や再就職等監視委員会などが作成した既存のものではなく）独自に資料（紙媒体に限らない）を作成して周知に用いた場合は「○」を記載

→　独自資料を用いていた場合は、ご提供ください。

【注4】以下のうち周知内容に含まれていたものをすべて記載（複数回答可）

a　職員の再就職あっせんの禁止

b　職員の利害関係企業等への求職活動禁止

c　在職中に再就職を約束した場合の届出

d　OB職員の働きかけの禁止

e　OB職員から働きかけを受けた場合の届出

f　離職後２年間の再就職の届出（管理職職員のみ）

g　その他　（　　）

【注5】以下の契機から選択（複数回答可）

a　定期的に実施

b　自府省の事例を踏まえ実施

c　内閣人事局（＊）からの通知等や他府省の事例を踏まえ実施

（＊）平成26年5月29日以前は総務省人事・恩給局

d　その他　（　　）

※　該当がない場合は、「なし」と記載してください。

本府省・外局の人事担当部局が行った再就職規制の周知のための取組

府省名 [　　]

①－２　退職予定者

(1) 周知対象者【注１】	(2) 周知方法【注２】	(3) 独自資料の作成の有無【注３】	(4) 周知内容【注４】	(5) 周知の時期【注５】

【注1】退職予定者の退職理由（定年退職、応募認定退職、その他など）ごとに方法が異なる場合は、そのグループごとに記載

【注2】以下の方法から選択

a　通知

b　研修

c　面談

d　その他　（　　）

【注3】（内閣人事局や再就職等監視委員会などが作成した既存のものではなく）独自に資料（紙媒体に限らない）を作成して周知に用いた場合は「〇」を記載

→　独自資料を用いていた場合は、ご提供ください。

【注4】以下のうち周知内容に含まれていたものをすべて記載（複数回答可）

a　職員の再就職あっせんの禁止

b　職員の利害関係企業等への求職活動禁止

c　在職中に再就職を約束した場合の届出

d　OB職員の働きかけの禁止

e　OB職員から働きかけを受けた場合の届出

f　離職後2年間の再就職の届出（管理職職員のみ）

g　その他　（　　）

【注5】「退職前〇週間」、「定年退職前〇週間」等の時期について記載。平成26年度以降、毎年度実施の場合は「（毎年度）」、特定の年度のみの場合は「（平成〇年度～△年度）」と記載

※　該当がない場合は、「なし」と記載してください。

本府省・外局の人事担当部局が行った再就職規制の周知のための取組

府省名 ［　　］

② 退職者（OB）

(1) 周知年月日	(2) 周知対象者の範囲【注１】	(3) 周知方法【注２】	(4) 独自資料の作成の有無【注３】	(5) 周知内容【注４】	(6) 周知の契機【注５】

【注1】「退職後〇年以内の者」等一定範囲のOBに周知した場合はその範囲がわかるように記載

【注2】以下の方法から選択

a 手紙

b 電話

c 面談

d その他 （　　）

【注3】（内閣人事局や再就職等監視委員会などが作成した既存のものではなく）独自に資料（紙媒体に限らない）を作成して周知に用いた場合は「〇」を記載

→ 独自資料を用いていた場合は、ご提供ください。

【注4】以下のうち周知内容に含まれていたものをすべて記載（複数回答可）

a 職員の再就職あっせんの禁止

b 職員の利害関係企業等への求職活動禁止

c OB職員の働きかけの禁止

d OB職員から働きかけを受けた場合の届出

e 離職後2年間の再就職の届出（管理職職員のみ）

f その他 （　　）

【注5】 以下の理由から選択（複数回答可）

a 自府省の事例を踏まえ実施

b 内閣人事局（＊）からの通知等や他府省の事例を踏まえ実施

（＊）平成26年5月29日以前は総務省人事・恩給局

c その他 （　　）

※ 該当がない場合は、「なし」と記載してください。

本府省・外局の人事担当部局が行った再就職規制の周知のための取組

府省名

③ 所管法人や関係団体等

(1) 周知年月日	(2) 周知対象者の範囲【注１】	(3) 周知方法【注２】	(4) 独自資料の作成の有無【注３】	(5) 周知内容【注４】	(6) 周知の契機【注５】

【注1】所管の独立行政法人等、所管する業務に関する業界団体や民間会社等一定範囲の関係団体に周知した場合はその範囲がわかるように記載

【注2】以下の方法から選択

a 通知

b 会議等での説明

c その他 （　　）

【注3】（内閣人事局や再就職等監視委員会などが作成した既存のものではなく）独自に資料（紙媒体に限らない）を作成して周知に用いた場合は「○」を記載

→ 独自資料を用いていた場合は、ご提供ください。

【注4】以下のうち周知内容に含まれていたものをすべて記載（複数回答可）

a 職員の再就職あっせんの禁止

b 職員の利害関係企業等への求職活動禁止

c OB職員の働きかけの禁止

d OB職員から働きかけを受けた場合の届出

e 離職後2年間の再就職の届出（管理職職員のみ）

f その他 （　　）

【注5】 以下の理由から選択（複数回答可）

a 自府省の事例を踏まえ実施

b 内閣人事局（＊）からの通知等や他府省の事例を踏まえ実施

（＊）平成26年5月29日以前は総務省人事・恩給局

c その他 （　　）

※ 該当がない場合は、「なし」と記載してください。

（注）支店や営業所宛てにお送りしている場合は、
当該支店又は営業所としてご回答ください。

参考資料８　東北農政局の災害復旧事業
受注企業に対する書面調査　調査票

国家公務員の再就職に関する調査
（調査票）

１　基本事項

企業・団体名			
所在地	（〒　　ー　　）		
担当者	（氏名）　　（部署・役職）		
電話		メール	＠

２　国家公務員ＯＢの在職の有無

貴社には、国家公務員ＯＢが在職していますか、又は、在職していたことがありますか。当てはまる記号に〇をつけてください。

ａ　在職している

ｂ　今は在職していないが、過去に在職していたことがある（平成 23 年度以降）

ｃ　平成 23 年度以降、在職していたことはない

ａ又はｂの場合、どこの省庁のＯＢですか。【複数回答可】

イ　東北農政局ＯＢ

ロ　その他の国家公務員ＯＢ

（具体的に：　　）

→　２でａ又はｂに該当する場合は、３以下をお答えください。
　　２でｃに該当する場合は、以上で質問は終了です。

３　国家公務員ＯＢを採用した理由

貴社では、どのような理由で、国家公務員ＯＢを採用しましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　国家公務員ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が必要だから

ｂ　国家公務員ＯＢが持つ人脈が必要だから

ｃ　国家公務員ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから

ｄ　その他

（具体的に：　　）

４　国家公務員ＯＢを採用するときの適任者の探し方

貴社では、どのような方法で、国家公務員ＯＢの適任者を探しましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　ハローワーク、就職支援会社等での求人

ｂ　自社のホームページ等での公募

ｃ　個別に紹介を受けた

→　ｃの場合、どのように紹介を受けたかについて、当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　特定の省庁に直接相談した又は省庁から直接要請された

（具体的に：　　）

ロ　特定の省庁のＯＢ（自社外）に直接相談した又は省庁のＯＢ（自社外）から直接要請された

（具体的に：　　）

ハ　自社にいる国家公務員ＯＢを通じて、その者が所属していた省庁に相談した又は省庁から要請された

（具体的に：　　）

ニ　自社にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった

（具体的に：　　）

ホ　上記（イ、ロ、ハ、ニ）以外の方法で紹介を受けた

（具体的に：　　）

ｄ　その他

（具体的に：　　）

５　国家公務員ＯＢの仙台東地区災害復旧事業に関する働きかけ

貴社では、自社にいる国家公務員ＯＢを通じて、東北農政局に対し、仙台東地区災害復旧事業に関する働きかけを行ったことがありますか。当てはまる記号に〇をつけてください。

ａ　働きかけを行ったことがある

具体的に：

ｂ　働きかけを行ったことはない

（注）支店や営業所宛てにお送りしている場合は、
当該支店又は営業所としてご回答ください。

国家公務員の再就職に関する調査
（調査票）

１　基本事項

企業・団体名			
所在地	（〒　　ー　　）		
担当者	（氏名）　　（部署・役職）		
電話		メール	＠

２　国家公務員ＯＢの在職の有無

貴社には、国家公務員ＯＢが在職していますか、又は、在職していたことがありますか。当てはまる記号に〇をつけてください。

ａ　在職している

ｂ　今は在職していないが、過去に在職していたことがある（平成 23 年度以降）

ｃ　平成 23 年度以降、在職していたことはない

ａ又はｂの場合、どこの省庁のＯＢですか。【複数回答可】

イ　東北農政局ＯＢ

ロ　その他の国家公務員ＯＢ

（具体的に：　　）

→　２でａ又はｂに該当する場合は、３以下をお答えください。
　　２でｃに該当する場合は、以上で質問は終了です。

３　国家公務員ＯＢを採用した理由

貴社では、どのような理由で、国家公務員ＯＢを採用しましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　国家公務員ＯＢが持つ専門的な知識・技術、経験が必要だから

ｂ　国家公務員ＯＢが持つ人脈が必要だから

ｃ　国家公務員ＯＢが所属していた省庁との関係を重視しているから

ｄ　その他

（具体的に：　　）

４　国家公務員ＯＢを採用するときの適任者の探し方

貴社では、どのような方法で、国家公務員ＯＢの適任者を探しましたか。当てはまる記号に〇をつけてください。【複数回答可】

ａ　ハローワーク、就職支援会社等での求人

ｂ　自社のホームページ等での公募

ｃ　個別に紹介を受けた

→　ｃの場合、どのように紹介を受けたかについて、当てはまる記号に〇をつけた上で、具体的にご記入ください。

イ　特定の省庁に直接相談した又は省庁から直接要請された

（具体的に：　　）

ロ　特定の省庁のＯＢ（自社外）に直接相談した又は省庁のＯＢ（自社外）から直接要請された

（具体的に：　　）

ハ　自社にいる国家公務員ＯＢを通じて、その者が所属していた省庁に相談した又は省庁から要請された

（具体的に：　　）

ニ　自社にいる国家公務員ＯＢに任せて、その者の個人的な人脈で探してもらった

（具体的に：　　）

ホ　上記（イ、ロ、ハ、ニ）以外の方法で紹介を受けた

（具体的に：　　）

ｄ　その他

（具体的に：　　）

５　国家公務員ＯＢの東北農政局（仙台東土地改良建設事業所管内）の災害復旧事業に関する働きかけ

貴社では、自社にいる国家公務員ＯＢを通じて、東北農政局に対し、仙台東土地改良建設事業所管内の災害復旧事業に関する働きかけを行ったことがありますか。当てはまる記号に〇をつけてください。

ａ　働きかけを行ったことがある

具体的に：

ｂ　働きかけを行ったことはない